

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第 1 防疫対応

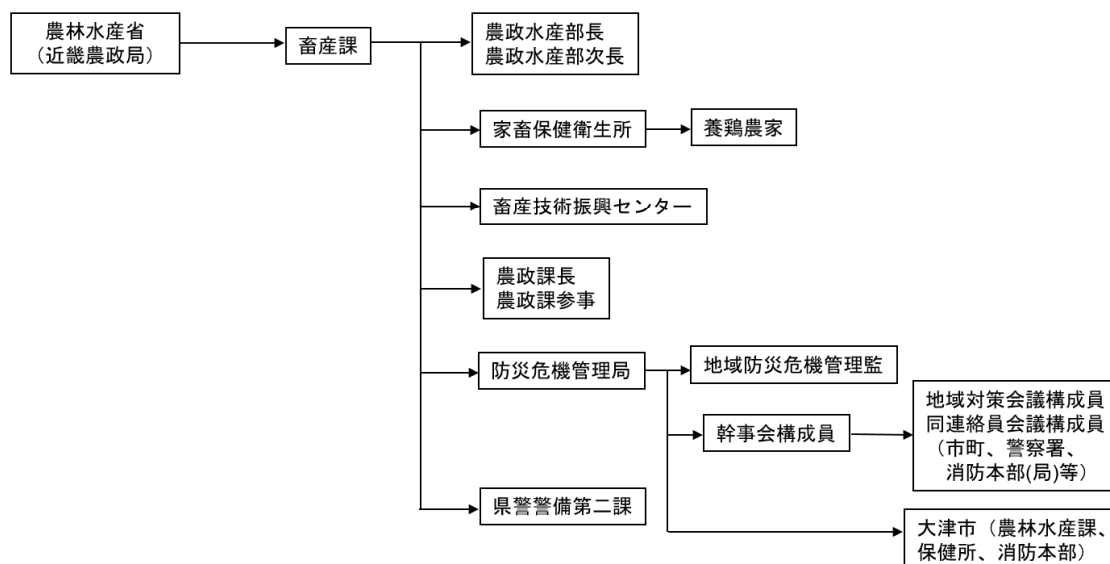
1 高病原性鳥インフルエンザ等に係る危機レベル別対応総括表

危機レベル		監視強化体制	警戒体制			危機対応体制
		1号	2号	3号	4号	5号
発生事象	家きん	韓国で発生	国内(県外)で発生	隣接府県等で発生 国内(県外)で続発		県内で発生 隣接府県で発生(制限 区域が県内にかかる場 合)
	野鳥個体または糞便	国内(県外)で分離			県内で分離	
広報対応 (プレスリリース)				必要に応じ ○	○	○
情報共有 幹 事 会		(メール送信)	必要に応じ ○	必要に応じ ○	必要に応じ ○	○
対策会議				必要に応じ ○	必要に応じ ○	
対策本部						○
防疫対策		・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持	・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持強化 ・聞き取り調査 ・緊急立入調査	・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持強化 ・聞き取り調査 ・緊急立入調査 ・県下一斉消毒	・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持強化 ・聞き取り調査 ・緊急立入調査 ・県下一斉消毒	・と殺(県内発生時) ・制限区域の設定 ・発生状況調査 ・消毒ポイントの設置 他、家伝法に基づく 防疫措置
広域連携対応			・防疫資材の貸与 ・家畜防疫員の派遣	・防疫資材の貸与 ・家畜防疫員の派遣		

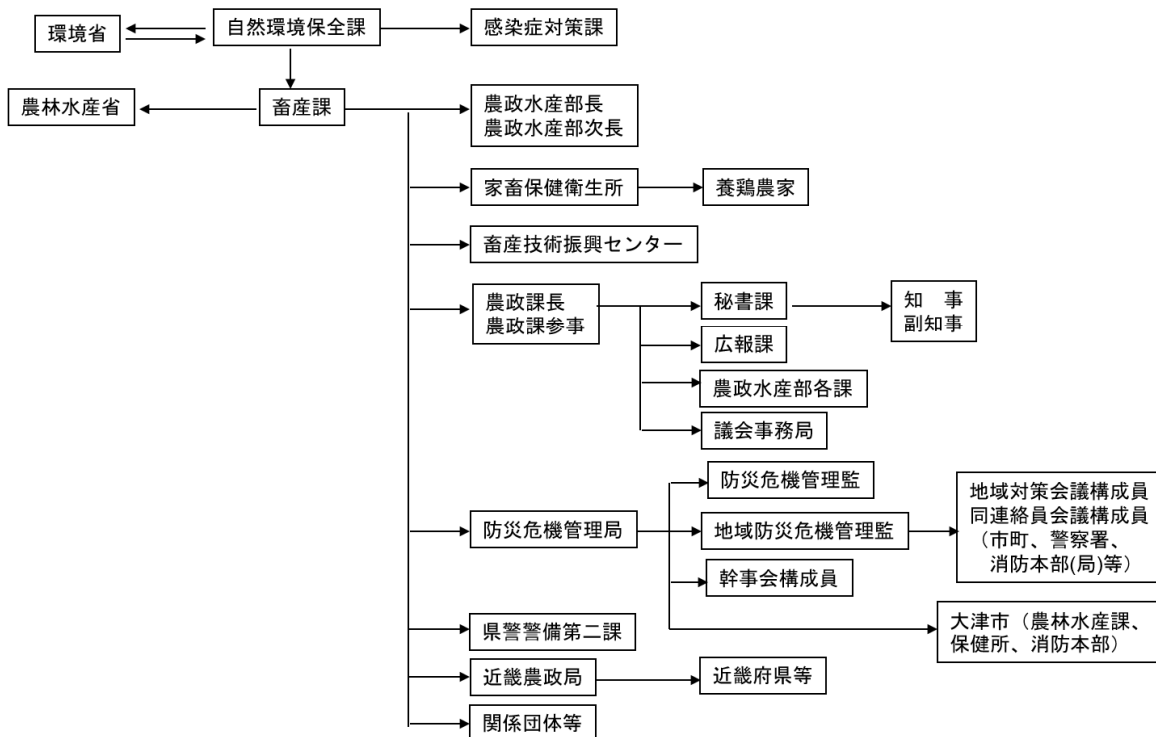
* 危機レベルの監視強化態勢および警戒態勢における防疫対策は、飼養衛生管理基準の遵守状況や農家への指導実施状況等を考慮し必要に応じて実施

2 連絡網

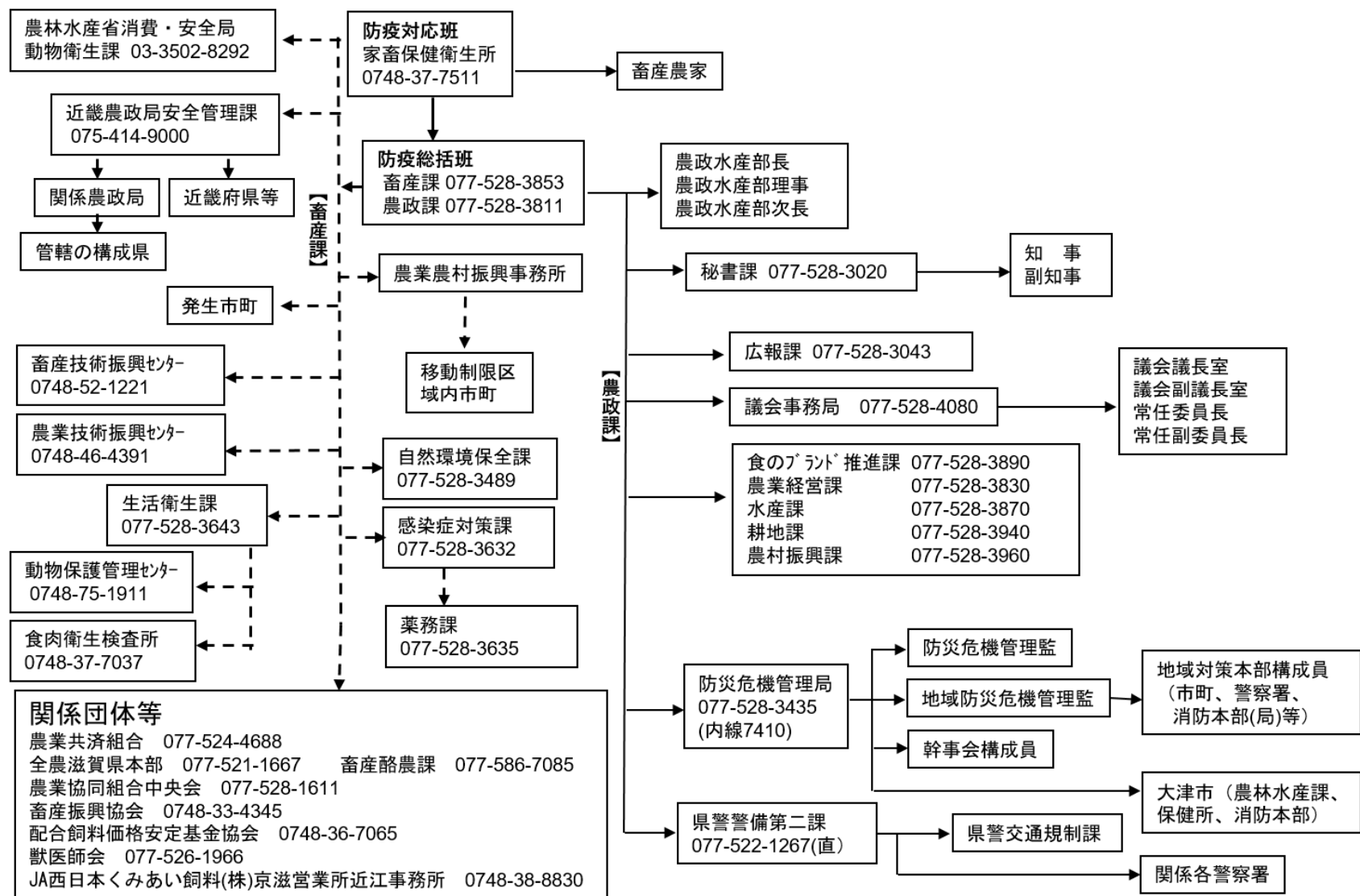
警戒体制 2号 : 国内(県外)の家きんで発生
3号 : 隣接府県等の家きんで発生または国内(県外)の続発時



警戒体制 4号 : 県内の野鳥個体または糞便で分離



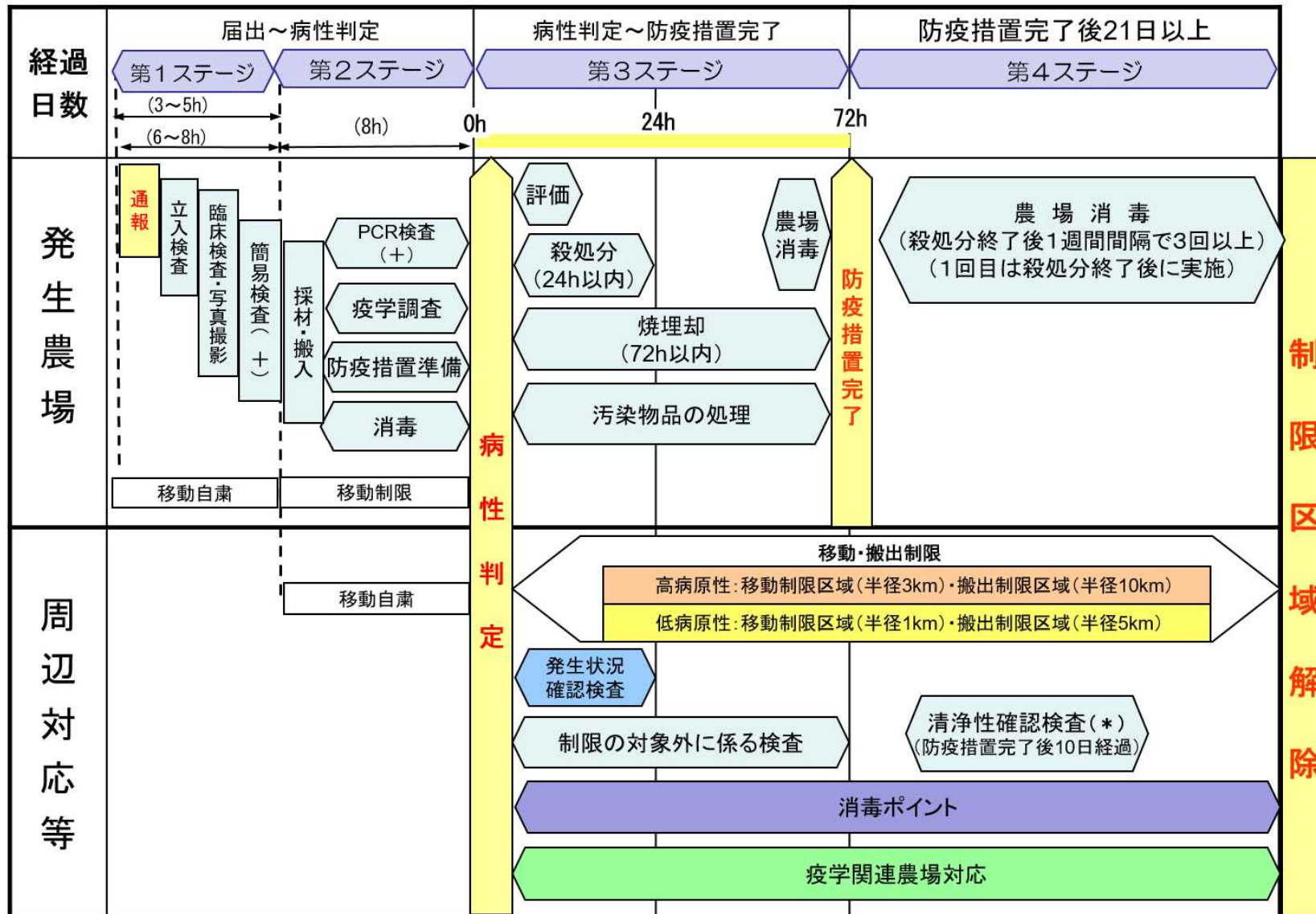
危機対応体制 5号：県内の家きんで発生 隣接府県の家きんで発生し、制限区域が県内にかかる場合



第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第2 防疫対応の概要

1 防疫対応スケジュール（原則）



(防疫措置の時間経過は病性判定が起点)

(*): 陰性であれば搬出制限区域解除

2 各機関の役割分担 異常家さんの発見通報から病性判定までの措置(第1～第2ステージ)

	県対策本部			現地対策本部	地域対策本部	発生市町	周辺市町	警察署	関係団体
	防疫総括班	防疫対応班	保健班						
◇異常家さんの発見通報から農場での病性鑑定までの措置(第1ステージ)									
・病性鑑定		●							
・移動・出荷自粛		●							
◇簡易検査陽性から病性判定までの措置(第2ステージ)									
・国、市町、関係機関等への連絡・調整	●	○		○	○				
・農場における立入り制限および消毒		●		●					
・農場周辺における通行の制限または遮断		○		●		●			
・通行制限または遮断か所の警戒対応								●	
・テント基地の設置		●		●					
・焼埋却地等の確保	●	●		●		○			○※
・家さん等の評価準備		●				●			●※
・防疫作業従事者リストの作成	●			●	●				
・現地応援隊員の動員調整	○			●					
・防疫資材の手配、管理	●	○		●	●				○
・集合場所の設置		○	○	●					
・集合場所での健康調査等			●	●					
・消毒ポイントの設置	○			●	●	○	○	○	○
・住民説明会の開催調整				●		○			
・住民説明会における説明	●	○		○		○			

●:主体的対応機関

○:連携・協力機関

※建設業協会(下見等)

※養鶏関係団体

2 各機関の役割分担 病性判定以降の措置(第3ステージ以降)

	県対策本部			現地対策本部	地域対策本部	発生市町	周辺市町	警察署	関係団体	
	防疫総括班	防疫対応班	保健班							
◇病性判定以降の措置（第3ステージ以降）										
・防疫作業従事者の輸送				●					○※	※バス協会
・家きん等の評価		●				●			●※	※養鶏関係団体
・農場における防疫作業		●		●		○			●※	※建設業協会
・焼埋却地等における防疫作業		●		●		○			●※	※建設業協会
・農場周辺における通行の制限または遮断		○		●		●			○	
・防疫資材の手配	●	○		●	●				○	
・テント基地運営、飲食物等の手配				●					○	
・防疫作業従事者の健康管理等			●	●						
◇消毒ポイントにおける措置										
・消毒ポイントでの消毒、車両誘導				●	●				○	
・消毒ポイントにおける警戒対応								●		
・消毒ポイント委託	●								○	
◇周辺農場における措置										
・死亡羽数報告徴求	●	●		●	●	●	●			
・小規模飼養者家への周知等	●	○		●	●	●	●			
・発生状況確認検査、清浄性確認検査		●				○	○			

●:主体的対応機関

○:連携・協力機関

3 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫対応の概要

病性判定までの経過時間(h)				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	...	
病性判定からの経過時間(h)																								
防疫措置完了からの経過日数(日)																								
マイルストーン(※1)				届出	簡易検査陽性	遺伝子検査開始	遺伝子検査結果送付	病性判定	殺処分作業終了	防疫措置完了	移動制限解除													
担当	班	係	主要な業務/ステージ	第1ステージ	第2ステージ								第3ステージ				第4ステージ							
家畜保健衛生所			通報受理																					
			農場立入																					
			簡易検査																					
			遺伝子検査材料採取および搬入																					
県対策本部	防疫総括班 (畜産課・農政課)	総務係	関係機関との連絡調整																					
			防疫方針策定等																					
		情報係	情報収集および管理等																					
		庶務係	防疫対策に係る経費対応																					
		資材管理係	協力要請団体との連絡調整																					
	防疫対応班 (家畜保健衛生所・畜産技術振興センター)	資材管理係	防疫資材にかかる調整																					
			動員計画等の調整																					
		動員調整係	県外派遣者等に係る調整																					
		発生地係	総務係	情報収集および発信等																				
				防疫作業に関する農場調査																				
				環境採材および病原体拡散防止措置																				
				農場の消毒(緊急消毒含む)																				
				ゾーニングおよび現地基地設営																				
				農場における殺処分作業																				
				農場における汚染物品対応等																				
			集合場所係	防疫作業従事者数等の算出等																				
		原因究明係	集合場所における対応																					
			発生農場の疫学調査																					
			作業の記録業務																					
	焼却却係		焼却施設等における防疫対応																					
	保健班	焼却却係	埋却地における防疫対応																					
			評価係	評価準備作業																				
			評価作業																					
		疫学調査係	疫学関連家さん調査																					
		移動規制係	家さん(中規模以上)飼養者対応																					
			制限の対象外に関する対応																					
			発生状況確認検査																					
			清浄性確認検査																					
病性鑑定係	疑似事例の遺伝子検査																							
	病性決定後の検査																							
総務調整班	総務係(防災危機管理局)	本部幹事会および本部員会議開催等																						
		広報・マスコミ対応																						
	保健班	精神保健係(障害福祉課)	畜産農家等のこころのケアに関すること																					
		感染対策係(感染症対策課、業務課)	防疫作業従事者等の健康調査等																					
			感染症に関する相談対応																					
野鳥対応班(自然環境保全課・衛生科学センター)	食の安全係(生活衛生課)	食の安全等に関する対応																						
		野鳥等に関する対応																						
現地対策本部	現地総務班 (土木事務所)	総務係	本部員会議開催等																					
			動員計画等の調整																					
	現地防疫対応班 (農業農村振興事務所)	消毒ポイント係	消毒ポイント設営および車両消毒																					
		調整係	防疫資材にかかる調整																					
			消毒ポイント調整および管理																					
		テント基地係	小規模飼養者対応																					
			農場の消毒(緊急消毒含む)																					
			ゾーニングおよび現地基地設営																					
			テント基地における防疫対応																					
		焼却却係	焼却施設等における防疫対応																					
		集合場所係	埋却地における防疫対応																					
		連絡調整係(家畜防疫連絡調整班)	集合場所設営および運営																					
連絡調整係	連絡調整等に関する対応																							
現地保健班(健康福祉事務所)	防疫作業従事者等の健康調査等																							
	人の健康等に係る情報提供・相談対応																							
現地野鳥対応班(森林整備事務所)	野鳥等への対応																							
地域対策本部	地域総務班 (土木事務所)	総務係	本部員会議開催等																					
			動員計画等の調整																					
	地域防疫対応班(農業農村振興事務所)	消毒ポイント係	消毒ポイント設営および車両消毒(※2)																					
			小規模飼養者対応																					
			消毒ポイント調整および管理(※2)																					
地域保健班(健康福祉事務所)	人の健康等に係る情報提供・相談対応																							
地域野鳥対応班(森林整備事務所)	野鳥等への対応																							

※1: マイルストーンとは、防疫上重要となる基点のこと

※2: 該当地域のみ

防疫対応を必要とする期間の目安

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第3 実務・作業マニュアル

第3 実務・作業マニュアル

本病の疑い発生時から制限区域の解除までに行う防疫対応については、原則として、以下のとおりとする。

1 県内家きんで発生した場合の対応

第1ステージ

異常家きんの届出から農場での病性鑑定までの措置

(1) 異常家きんの届出に対する対応

家保は、家きんの所有者等（管理者、従業員等を含む。）または獣医師から、防疫指針第4の1の(1)の高病原性鳥インフルエンザ等を疑う症例を発見した旨の届出があった場合、以下の対応を行ったうえ、直ちに家畜防疫員による緊急立入検査を行う。

また、家畜防疫員が立入検査等により、異常家きんを発見した場合にあっても、これに準じる。

① 届出者からの疾病状況等の聴取

異常家きんの届出を受けた家畜防疫員は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告」（別記様式1（防疫指針様式3））により聞き取りを行う。

② 届出者に対する指導事項

①より本病を疑う場合は、以下の緊急的な措置について届出者に指導を行うとともに立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時間を知らせる。

ア 家きんの所有者等から届出があった場合、所有者に伝えるべき事項

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等という極めて悪性の伝染病に類似していることを認識させ、確実な診断が得られるまで、異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんおよび汚染物品となりうる可能性があるものについては、当該農場からの移動を自粛すること。

(イ) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、または適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

(ウ) 農場の出入口を1か所に限定し、農場および防疫関係者以外の立ち入りをさせないこと。

(エ) 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者および従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。

(オ) 異常家きんおよび当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

イ 獣医師から届出があった場合、獣医師に伝えるべき事項

(ア) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、②アの(ア)から(オ)までの、高病原性鳥インフルエンザのウイルス拡散防止に関する指導を行うこ

と。

- (イ) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具および車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (ウ) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (エ) 異常家さんが患畜または疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 高病原性鳥インフルエンザ等と判明した場合には、異常家さんを診察し、またはその死体を検案した日から7日間は、鳥類の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

ウ 認定小規模食鳥処理施設から届出があった場合、届出者に伝えるべき事項

- (ア) 異常家さんおよびこれと同一の農場から出荷された家さんのと殺を中止するとともに、必要に応じて当該食鳥処理場に入出入りする関係者に情報提供すること。
- (イ) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に入出入りさせないこと。
- (ウ) 従業員等（異常家さんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。以下（エ）において同じ。）が場外に移動する際には、身体および車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (エ) 従業員等および（ア）の情報提供を受けた者のうち異常家さんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場した者（以下、「処理場入場者」という。）は、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜および疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 異常家さんの所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行ったうえで、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの（ア）から（オ）までの指導を行うこと。
- (カ) 異常家さんの出荷に使用された車両および運転手ならびに同日に当該食鳥処理場に家さんを搬入していた車両および運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設（異常家さん出荷農場および運転手が所有する農場を除く。）に入出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (キ) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家さんが患畜または疑似患畜と判定された日から7日間は、鳥類の飼養施設（異常家さん出荷農場および処理場入場者が所有する農場を除く。）に入出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

③ 家保所長、畜産課長、農政水産部長および農林水産省動物衛生課への報告

- ア ①の届出を受けた家畜防疫員は、家保所長にその旨を報告する。
- イ 報告を受けた家保所長は、報告内容を確認のうえ、本病の発生を想定した立入検査を実施する旨を畜産課長に報告するとともに、発生状況を取りまとめ「異常家さん等の届出を受けた際の報告」（別記様式1（防疫指針様式3））を畜産課に電子メール等

で送信する。

- ウ 報告を受けた畜産課長は、農政水産部長に報告するとともに、別記様式 1 により農林水産省動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

（２）農場への立入検査

家畜防疫員は、「異常家さんの届出を受けた際の立入検査」（P 参 1 参考資料 1）に基づき、確実な聞き取り調査、臨床検査、病性鑑定材料の採取および病原体の拡散防止に重点を置き、立入検査を実施する。

【簡易検査が陽性となった場合】

直ちに家保所長に報告する。報告を受けた家保所長は、速やかに畜産課に報告する。畜産課は、死亡羽数の推移、死亡家さんおよび異常家さんの状況、撮影した写真および簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告し、対応を協議する。

① 採材および制限内容の説明

家畜防疫員は、当該農場に対し、想定される防疫措置について十分説明するとともに、畜産課と動物衛生課との協議に基づき、当該の農場に対し直ちに次の措置を講ずる。

ア 検査材料の採取

「異常家さんの届出を受けた際の立入検査」（P 参 1 参考資料 1）に基づき、採材を実施する。

イ 家伝法第 3 2 条第 1 項に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

（ア） 生きた家さん

（イ） 家さんの卵（ただし、G P センター（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたものを除く。）

（ウ） 家さんの死体

（エ） 家さんの排せつ物等

（オ） 敷料、飼料および家さんの飼養器具

ウ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

エ 当該農場の出入口ならびに当該農場で使用している衣服および飼養器具を消毒する。

オ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径 3 km 以内の区域の農場について、イに掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

② 疫学調査等

農場に残った家畜防疫員は、「現地調査票」（別記様式 3）に基づき、疫学調査を実施し、家保へ内容を送信するとともに、想定される防疫措置に係る情報収集を行い、必要な情報を家保に連絡する。

疫学調査の報告を受理した家保所長は、受理した疫学情報の内容等を確認したうえ、必要な情報を追加し、畜産課に報告し、畜産課から動物衛生課に提出する。

(3) 簡易検査陽性に備えた準備

家保は、農家個別防疫マニュアル等に基づき、農家情報を確認するとともに、簡易検査陽性に備え、以下の準備を行う。

① 農場の緊急消毒

消毒対象を確認し、必要な資材、消毒薬および人員を確認する。

② テント基地の配置、家きん舎構造および作業動線の確認

農場内の建物の配置、使用可能な水源の場所および使用方法、使用可能な電源と使用方法、農場内外の道幅、テント基地の設営場所および資材置場として活用可能な場所等を確認する。資機材の搬入経路等を確認するとともに、必要な情報については、先遣隊に確認する。

③ 必要資材の確認

防疫措置完了までに必要な防疫資材を確認し、備蓄品および緊急調達品をリストアップする。

第2ステージ

簡易検査陽性から病性判定までの措置

(1) 県対策本部

畜産課は、家保による立入検査および簡易検査の結果を受け、高病原性鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、5号体制の連絡網（P45参照）に基づき、動物衛生課、県対策本部員、幹事会構成員等に連絡する。

県庁に県対策本部を設置し（以下、県対策本部設置後の体制）、県対策本部長は、県対策本部に防疫総括班（以下「県防疫総括班」という。）、防疫対応班（以下「県防疫対応班」という。）、総務調整班（以下「県総務調整班」という。）、保健班（以下「県保健班」という。）、野鳥対応班（以下「県野鳥対応班」という。）を設置する。なお、県防疫対応班は家保内に設置し、病性判定に備えた対応を行う。

県対策本部長は、各地域防災危機管理監に対し、現地および地域対策本部の設置を指示する。

① 県防疫総括班

ア 総務係

<役割>

- 県防疫総括班の総括
- 防疫方針の策定
- 防疫措置の全体調整
- 家畜防疫連絡調整員の動員調整
- 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

(ア) 県防疫総括班の総括

県対策本部各班との連絡調整のもと、各係に対応を指示する。

(イ) 防疫方針の策定

陽性判定時に備え、県防疫対応班、現地および各地域防疫対応班調整係と調整のうえ、速やかに次の内容について措置を講じ、防疫方針を作成する。

- a 当該農場における家きん舎等の配置の把握
- b 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- c 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員および資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- d 患畜および疑似患畜の死体の埋却地または焼却地等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
- e 消毒ポイントの設置場所の選定
- f 当該農場の所在する市町、近隣府県および関係機関への連絡

(ウ) 防疫措置の全体調整

県対策本部各班ならびに現地および各地域対策本部における防疫対応の準備状況を確認し、必要な調整を行う。

現地対策本部に発生農場への応援職員（現地応援隊員を含む）の派遣を依頼する。

農業技術振興センターへ現地応援隊員の派遣および備蓄倉庫からの備蓄品の搬出の協力を要請する。

(エ) 家畜防疫連絡調整員の動員調整

- a 県防疫対応班総務係および現地防疫対応班調整係と、家畜防疫連絡調整員の配置場所、集合場所、集合時間および作業クール等の調整を行う。
- b 各所属長（発生地域の農業農村振興事務所を除く）に各クール動員可能な家畜防疫連絡調整員の確認を依頼する（別記様式7-1）。
- c 家畜防疫連絡調整員動員リスト（別記様式7-2）を作成する。
- d 各所属長に家畜防疫連絡調整員動員リスト（別記様式7-2）を送付し、配置を指示する。

(オ) 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

a 国との連絡調整

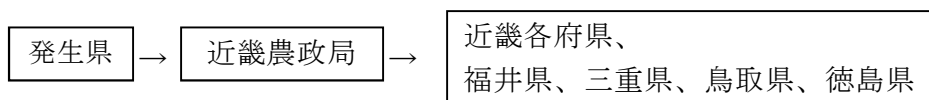
- (a) 県防疫対応班からの報告を受け、簡易検査結果や疫学情報等について、「動物衛生課へ異常家きんの症状等に関する報告」（別記様式4（防疫指針様式4-1））および「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」（別記様式5（防疫指針様式4-2））により動物衛生課へ報告する。
- (b) (a)の報告の後、(イ)のaからfの内容について、速やかに（遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで）に動物衛生課に報告する。
- (c) 県防疫対応班から遺伝子検査結果の報告を受け、動物衛生課に送付し、病性判定の結果を待つ。

b 都道府県との連絡調整

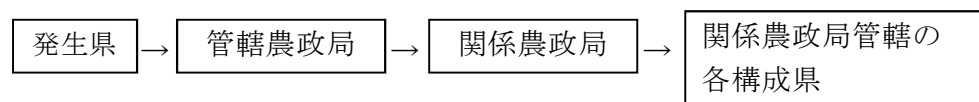
疑い事例の発生について、以下の連絡体制により関係府県へ報告する。ただし、制限区域がかかる府県ならびに発生農場と疫学的に関連した農場が所在する都道府県に対しては、原則として直接連絡する。

【連絡体制】

●近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会緊急連絡網



●中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議連絡網



c 市町への連絡

疑い事例の発生について発生市町へ報告し、防疫対応への協力を要請する。
処分する家きんおよび汚染物品の評価人について、発生市町へ依頼する。

d 関係団体への連絡

県防疫対応班に対し、県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「家畜衛生情報（滋賀県で高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生しました。）」（別記様式 8－2）を発信するよう指示する。

処分する家きんおよび汚染物品の評価人について、養鶏関係団体へ依頼する。

（カ）県警本部に対し必要な警戒対応を要請する。

イ 情報係

＜役割＞

- 発生状況、防疫対応状況等の情報収集
- 広報資料等の作成

（ア）発生状況、防疫対応状況等の情報収集

県防疫対応班からの発生状況や防疫対応状況、現地および各地域対策本部からの防疫対応状況について、写真や映像を含めた情報を収集および管理する。

（イ）広報資料等の作成

- 疑い事例発生および対応について、プレスリリース（別記様式 8－1）を作成し、県総務調整班総務係と調整のうえ、県総務調整班広報係へ発出を依頼する。
- 本部員会議、幹事会に用いる資料を作成する。
- プレスリリースに係る以下の資料について準備を行う。
 - 疑似患畜の確認について（別記様式 10－1）
 - 防疫措置状況（別記様式 53）
- 公示等に係る以下の資料について準備を行う。
 - 家畜伝染病発生の公示（P 参 47 参考資料 15「公示」、別記様式 9）
 - 家畜等の移動および搬出の禁止の公示（P 参 47 参考資料 15「公示」、別記様式 9）
 - 家きんの移動禁止指示書（別記様式 30－1）
 - 評価人依頼書（別記様式 15）

ウ 庶務係

＜役割＞

- 手当金、負担金等に関すること
- 所要経費の確保および支出に関すること

（ア）手当金、負担金等に関すること

手当金、負担金等に関する必要書類の様式を確認する。

（イ）所要経費の確保および支出に関すること

- 防疫措置に係る経費の概算を算出し財政課と協議する。
- 物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行う。

- c 現地および地域対策本部各班または係から送付される会計書類を整理し、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。

エ 資材管理係

<役割>

- 協力要請団体との連絡調整
- 防疫資材に係る連絡調整

(ア) 協力要請団体との連絡調整

- a 協力要請団体本部（P 参 4 8 参考資料 1 6「家畜防疫に関する協力要請団体」参照）へ協力要請を行うとともに、現地および各地域対策本部へ協力要請団体支部等との連絡調整を指示する。
- b 消毒ポイントの業務委託について調整を行う。
- c 農場周辺の通行の制限または遮断箇所において交通整理、車両誘導等が必要な場合は、協力要請団体へ協力要請を行う。

(イ) 防疫資材の調達と連絡調整

防疫資材のうち県対策本部調達品を発注する。納品等については県防疫対応班、現地防疫対応班調整係、消毒ポイントを設置する地域防疫対応班と調整する。

現地防疫対応班調整係、地域防疫対応班から不足する旨連絡のあった資機材を調達する。また、国等の備蓄資材の借用が必要な場合、総務係に報告する。

オ 動員調整係

<役割>

- 動員計画の調整
- 県外派遣者等に係る調整

(ア) 動員計画の調整

県防疫対応班から必要人数の報告を受け、県庁各部局および地域対策本部に対し、防疫作業従事者の選定を依頼するとともに、防疫作業従事者リスト（別記様式 1 2）を作成する（P 3 3「防疫作業従事者の動員方針」参照）。

県庁各部局および地域対策本部を通じ、集合場所や時間等の必要事項（別記様式 1 3「防疫作業へ従事される職員の方へ」参照）について、防疫作業従事者へ周知する。

消毒ポイントの防疫作業従事者に不足が見込まれるとの報告を受けた場合には、必要な防疫作業従事者数を県庁各部局と地域対策本部に割り振り、防疫作業従事者を確保する。県職員で不足する場合には、県防疫総括班総務係と調整し、国機関、市町等へ動員を要請する。

提出されたリストは、とりまとめのうえ、従事者を決定し、県防疫対応班総務係、本庁各部局主管課および各地域対策本部総務班へ送付するとともに、総務係を通じて、県防疫対応班、県保健班、現地対策本部総務班および現地対策本部防疫対応班へリストを送付する。

(イ) 県外派遣者等に係る調整

県職員以外の派遣者については総務係から動物衛生課、市町、団体等へ派遣要請される。また、重機のオペレーター等建設業協会については現地防疫対応班から建設業協会支部等に協力要請される。これら県職員以外からの動員者の決定を受け、派遣元に情報の提供を依頼し、防疫作業従事者リスト（別記様式12）を作成する。

必要に応じ宿泊地の手配等、受入れに関する調整を行う。

② 県防疫対応班

家保内に設置し、総務係、発生地係、集合場所係、原因究明係、焼埋却係、評価係、疫学調査係、移動規制係、病性鑑定係を配置して、病性判定に備えた対応を行う。

ア 総務係

<役割>

- 県防疫対応班全体の総括
- 防疫作業の人員配備計画の作成
- 県対策本部との調整
- 家畜防疫連絡調整員との連絡調整
- 情報の収集および発信
- と殺指示書の作成
- 家保備蓄品の管理等

(ア) 県防疫対応班全体の総括

農家情報を整理する。各係が持ち場に移動する前にミーティングを行い、各係に対応を指示し、総括する。

(イ) 防疫作業の人員配備計画の作成

動員に必要な人数を作業班別に算出（農家個別防疫マニュアルを参照）し、県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係に報告する。併せて防疫措置完了までの家畜防疫員および家畜防疫連絡調整員の配備計画を作成し、県防疫総括班総務係、現地総務班総務係および現地防疫対応班調整係に連絡する。

(ウ) 県対策本部との調整

各係からの報告を受け、下記の事項を県本部に報告し、必要な対応を協議する。

- a 家きん舎配置図、家きん舎ごとの飼養羽数、週齢（別記様式4）
 - b 汚染物品（家きん卵^{※1}、種卵^{※2}、家きんの排せつ物等、敷料、飼料、その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品）の量、所在および処理方法
- ^{※1} 病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、G Pセンター等で既に処理されたものおよび種卵を除く。
- ^{※2} 病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。
- c 殺処分動線案、殺処分を進める家きん舎の手順案
 - d 汚染物品処分の方法および動線案
 - e 従業員情報、疫学情報（緊急立入時の聞き取り内容含む）

f 遺伝子検査開始時間、終了予定時間および検査結果

必要に応じて班長または係員が本部員会議に出席する。

なお、防疫方針決定の連絡を県対策本部から受理した場合には、各係に連絡する。

(エ) 家畜防疫連絡調整員の動員にかかる調整

県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係と、家畜防疫連絡調整員の動員に係る集合場所等を調整する。

県防疫総括班総務係から家畜防疫連絡調整員動員リスト(別記様式7-2)を受理する。

(オ) 情報の収集および発信

県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「家畜衛生情報(滋賀県で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生しました。)」(別記様式8-2)を発信する。

(カ) と殺指示書の作成

評価係から当該農場における詳細な飼養羽数等の報告を受理後、病性判定後の交付に備え、「と殺指示書」(別記様式14)を作成する。

(キ) 家保備蓄品の管理等

- a 備蓄品をテント基地、農場内、焼埋却地、集合場所および消毒ポイントに搬入または搬入を手配する。「防疫資材輸送伝票」(別記様式47)を作成し、搬入先に渡す。
- b 残った備蓄品の在庫管理を行う。
- c 家畜防疫連絡調整員、現地防疫対応班調整係または地域防疫対応班からの要請を受け、不足する備蓄品を搬入または搬入の手配をする。「防疫資材輸送伝票」(別記様式47)を作成し、搬入先に渡す。

イ 発生地係

<役割>

- 先遣隊の派遣
- 当該農場における情報収集
- 防疫作業動線案の作成
- テント基地の設営
- 農場の緊急消毒の実施
- 発生農場全体の統括・指揮

(ア) 先遣隊の派遣

先遣隊として、家畜防疫員2名を農場に派遣する。先遣隊は、平常時に作成している農家個別防疫マニュアル内の農場平面図、家きん舎詳細図、殺処分案等の資料をA3版で持参するとともに、「先遣隊搬入資材一覧」(別記様式11)の資材を積み込み、農場に運搬する。

(イ) 当該農場における情報収集および防疫作業動線案の作成

当該農場におけるアの(ウ)の a から e の内容を県防疫対応班総務係に報告する。
作業動線上に排せつ物や不要物などがある場合、農場の従業員に協力を要請し、除去する。

(ウ) 農場のゾーニングおよびテント基地の設営

家畜防疫連絡調整員、現地対策本部員および現地応援隊員とともに、現地のゾーニング（清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け）を行い、清浄ゾーンおよびグレーゾーンについて消毒のうえテント基地を設営する。なお、焼埋却地用のテント基地を設置する場合は、焼埋却係と連携し、焼埋却地のゾーニングとテント基地の設営を行う。

(エ) 農場の緊急消毒

粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散措置を実施した後、農場の緊急消毒を実施する（P 参 9 参考資料 3 「発生農場の消毒」参照）。

(カ) 発生農場全体の統括、指揮

統括責任者 1 名をテント基地に、農場内責任者 1 名を農場内に配置する。統括責任者は発生農場周辺（テント基地、農場内および埋却地を含む）を統括、指揮し、協力要請団体との連絡調整を行う。農場内責任者は農場内の作業全体を指揮する。総務係から、環境中のウイルス検査のための環境材料の採材等の指示があった場合は、家畜防疫員に対応を指示する。

ウ 集合場所係

<役割>

- 防疫作業従事者の班分け札の作成
- 集合場所における防疫作業説明
- 総務係との連絡調整

(ア) 防疫作業従事者の班分け札の作成と班分け

班分け札(防疫作業従事者が役割を把握するための札。シール素材での作成が望ましい)を準備し、集合場所へ持参する。

<見本>

○クール
殺処分 1 班

○クール
サポート班

班分け札の数に応じて、防疫作業従事者の班分けを行い、班名を防疫作業従事者リストに記入するよう現地防疫対応班集合場所係に指示する。各班から 1 名を班長に任命し、班長は、班員と家畜防疫員との連絡等を補助するよう指示する。なお、サポート班には女性や体力面で配慮が必要な者を割り当てるように配慮する。

(イ) 集合場所における防疫作業説明

説明に必要な資料および殺処分作業の動画等を用意し、第1クールの防疫作業従事者に下記の内容を伝える。

- a 防疫作業が家畜伝染病予防法に基づく防疫措置であること
- b 病性判定の予定時間および陰性の場合は解散となること
- c 農場の場所（移動に要する時間）、移動方法
- d 農場および家きん舎見取り図、移動動線、殺処分を進める家きん舎の順
- e 作業内容（動画等を活用する）
- f 現地における指揮体制
- g 作業の進捗により割り当てられる作業内容が変更になる場合があること

(ウ) 防疫作業従事者の移動開始の指示

県防疫総括班総務係と調整のうえ、防疫作業従事者の移動開始を指示する。

エ 原因究明係

<役割>

- 農林水産省から派遣される疫学調査チームへの対応

(ア) 農林水産省から派遣される疫学調査チーム（以下「疫学調査チーム」という。）への対応

農林水産省は、患畜または疑似患畜であると決定した場合、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会に設置した疫学調査チームを発生都道府県に派遣することから、その派遣された疫学調査チームに同行し、疫学調査等を実施する。

オ 焼埋却係

<役割>

- 焼却地における防疫対応
- 埋却地における防疫対応

(ア) 焼却地における防疫対応

最終処分方法を焼却と決定した場合には、現地対策本部と調整を行い、焼却地を下見し、汚染物品の投入方法等を確認するとともに、焼却地における防疫作業の準備を指揮する。

病性判定後は、焼却地における防疫作業を指揮する（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）。

(イ) 埋却地における防疫対応

最終処分方法を埋却と決定した場合には、現地対策本部と調整を行い、埋却候補地の現場確認および測量等に立会し、技術的助言を行うとともに、病性判定後の防疫作業に備える。なお、焼埋却地にテント基地を設置する場合は、発生地係と連携し、焼埋却地用のゾーニングとテント基地の設営を行う。

病性判定後は、埋却地における防疫作業を指揮する。

カ 評価係

<役割>

- 評価作業

(ア) 評価作業

県対策本部が選定した評価人と調整のうえ、農場に立ち入る（P 参 1 3 参考資料 5 「発生農場における評価」参照）。評価する家きんや物品、家きん卵の数量は疑似患畜確定時のものとなることに留意する。

キ 疫学調査係

<役割>

- 疫学関連家きんの調査

(ア) 疫学関連家きんの調査

発生地係の情報をもとに、疫学関連家きんに該当する家きんの有無について調査（P 参 3 8 参考資料 1 1 「疫学関連家きん等の調査」参照）し、該当する疫学関連家きんが存在した場合は、総務係に報告する。なお、総務係は、県防疫総括班を通じて動物衛生課と協議し、疫学関連家きんを決定する。調査対象家きんが他の都道府県に存在する場合は、県防疫総括班は、動物衛生課に連絡のうえ、当該都道府県畜産主務課に連絡する。

病性判定までの間に、立入調査のための準備を整え、病性判定後は、決定した疫学関連家きん飼養農場等疫学関連農場への立入調査を実施する。

ク 移動規制係

<役割>

- 制限区域内の家きん飼養者（中規模以上、以下同じ）への対応
- 発生状況調査の実施
- 制限の対象外に関する調査等の実施

(ア) 制限区域内の家きん飼養者への対応

発生農場を中心として半径 3 k m 以内にある家きん飼養者に対し、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動・出荷自粛・発生状況確認検査への対応を電話で要請する。

病性判定後は、制限区域内の農場に対して、毎日の死亡羽数報告を求めるため、制限区域内の家きん飼養者の連絡先等を確認する。

(イ) 発生状況確認検査の実施

病性判定までの間、発生状況確認検査の対象農場の確認および準備を行い、病性判定後、原則として 2 4 時間以内に移動制限区域内（低病原性の場合は、制限区域内）にある家きん飼養農場に立入り、調査を実施する（P 参 3 5 参考資料 1 0 「発生状況・清浄性確認調査」参照）。発生農場の周囲 1 k m 以内の区域に位置する農場については、

外縁部または家きん舎周囲へ消石灰散布を行う。なお、小規模飼養者への対応の指示があった場合は対応する。

(ウ) 制限の対象外に関する調査等の実施

病性判定後、制限の対象外に関する調査を実施する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。病性判定後に制限の対象外となる事例の調査および出荷再開のための検査等の準備を行う。

(エ) 小規模飼養者リストを県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係に送付する。

ケ 病性鑑定係

<役割>

- 高病原性鳥インフルエンザ等検査の実施
- その他病性鑑定等に関する対応

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等検査の実施

緊急立入を実施した家畜防疫員から検査材料を受け取り、検体容器外側等を十分消毒した後、防疫指針に基づき遺伝子検査を実施する。遺伝子検査を開始した時間を総務係に報告する。なお、遺伝子検査結果が出た場合には、総務係を通じて、県防疫総括班にその内容を送付する。

遺伝子検査開始後、必要とされる検査材料を調製し、動物衛生研究部門へ送付する（「採取した検体の郵送にあたっての注意」（P 参 4 9 参考資料 1 7）、「病性鑑定依頼書」（別記様式 6）参照）。

また、病性判定後に実施する発生状況確認検査等に係る検査全般を実施する。

(イ) その他病性鑑定等に関する対応

その他病性鑑定等に関する対応が行えるように体制を整える。

③ 県総務調整班

ア 総務係

<役割>

- 幹事会構成員および地域対策本部等との連絡調整に関すること
- 県対策本部幹事会および本部員会議の開催
- 自衛隊派遣要請に関すること
- 消防支援業務の連絡調整に関すること

(ア) 幹事会構成員および地域対策本部等との連絡調整に関すること。

疑い事例の発生について、危機対応体制 5 号の連絡体制により幹事会構成員および各地域対策本部等へ報告する。

(イ) 県対策本部幹事会および本部員会議の開催

県防疫総括班と協議のうえ開催時間等を決定し、県対策本部幹事会および本部員会議

の開催を調整する。

(ウ) 自衛隊派遣要請に関すること

大規模農場にて続発した場合等、迅速なまん延防止措置の実施が困難である場合には、県防疫総括班と動物衛生課との協議の結果を受けて、自衛隊の派遣要請を行う。

(エ) 消防支援業務の連絡調整に関すること

疑い事例の発生について発生地域の消防本部（局）へ報告する。

イ 広報係

＜役割＞

- 広報等に関すること

(ア) 広報等に関すること

- a 疑い事例発生および対応についてプレスリリース「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）が疑われる事例の発生について」（別記様式8-1）を行い、情報を逐次県ホームページに掲載する。
- b 県防疫総括班と協議のうえ、本部員会議等の公開に関する報道各社への対応、映像等資料の提供についての準備を行う。なお、報道関係機関に対し、次の事項について協力を求める。
 - ・プライバシーの保護に十分に配慮すること。
 - ・本病のまん延防止ならびに円滑な防疫作業のため、発生農場での取材を厳に慎むこと。
 - ・特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むこと。

④ 県保健班

ア 精神保健係

＜役割＞

- 畜産農家等のこころのケアに関すること

(ア) 畜産農家等のこころのケアに関すること

当該農場の作業員等からの、精神的および身体的ストレスに関する相談窓口を設置するとともに、相談や問い合わせに対応する。

イ 感染対策係

＜役割＞

- 人への感染対策に関すること

(ア) 人への感染対策に関すること

- a 現地保健班との連絡調整のもと、当該農場の作業員や防疫作業従事者に対して、感染症法に基づく積極的疫学調査および健康調査等の準備を行う。

- b 防疫作業従事者へ周知が必要な事項について、必要な資料等を準備し、県防疫総括班に送付し、防疫作業従事者への事前周知を依頼する。
- c 現地保健班や他地域の健康福祉事務所等と調整のうえ、健康調査等を行う医療従事者の作業シフト作成および健康調査等に必要な物品の調達を行う。発注に際しては、県防疫総括班庶務係へ会計書類を送付する。
- d 県民からの感染症に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

ウ 食の安全係

<役割>

- 環境衛生に関すること
- 食の安全に関すること
- 愛玩動物に関すること

(ア) 環境衛生に関すること

埋却地周辺の水源等の情報を収集し、県民からの飲用水の安全性等、環境衛生に関する相談への準備を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

(イ) 食の安全に関すること

- a 県内の認定小規模食鳥処理場およびG Pセンターへ本病の疑い事例発生および患畜または疑似患畜決定後の制限の対象と対象外になる要件について周知する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。
- b 県民からの食の安全に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

(ウ) 愛玩動物に関すること

対象家きんを飼養している動物園やペット販売業者等へ本病の疑い事例発生および患畜または疑似患畜決定後の制限の対象と対象外になる要件について周知する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

⑤ 県野鳥対応班

<役割>

- 野鳥の検査等に関すること

(ア) 野鳥の検査等に関すること

- a 国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集管理するとともに、県内における検査状況についてとりまとめる。
- b 野鳥関係施設へ疑い事例の発生についての周知を行う。
- c 県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。
- d 患畜または疑似患畜と決定した場合、死亡野鳥を搬入する場所が家保から衛生科学センターまたは自然環境保全課に変更されるため、関係者への周知等、受入れに関する準備を行う。

(2) 現地対策本部

疑い事例の発生した農場を管轄する地域防災危機管理監は、県対策本部長の指示により、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長は、現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、現地対策本部に現地総務班、現地防疫対応班、現地保健班、現地野鳥対応班を設置する。

① 現地総務班

ア 総務係

<役割>

- 現地対策本部の総括
- 県対策本部等との連絡調整
- 防疫作業従事者等の動員調整
- 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

(ア) 現地対策本部の総括

現地防疫対応班と協議のうえ開催時間等を決定し、本部員会議の開催を調整する。

(イ) 県対策本部等との連絡調整

- a 現地対策本部各班の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係へ報告する。
- b 管轄警察署へ疑い事例の発生と農場周辺の通行の制限または遮断箇所、消毒ポイント設置箇所を報告し、現地の確認と必要に応じた警戒対応を依頼する。
- c 必要に応じ、道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- d 市町へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。
- e 消防本部（局）へ疑い事例の発生と集合場所および消毒ポイントの設置場所を連絡する。

(ウ) 防疫作業従事者等の動員調整

- a 防疫作業従事者リストの受理
県防疫総括班から防疫作業従事者リストを受理する。
- b 現地対策本部運営にかかる動員調整
現地防疫対応班調整係と連携し、現地対策本部運営に係る動員を調整する。
- c 消毒ポイントにおける動員調整
消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県対策本部と調整する。

(エ) 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

- a 消毒ポイント設営に必要な資機材の搬入時間等を協力団体支部と調整し、消毒ポイント係に報告する。
- b 県本部調達品の受け取り方法や搬入時間等を県対策本部と調整し、消毒ポイント係に報告する。

- c 管外（地域対策本部が運営）の消毒ポイントについては、地域総務班総務係へ資機材の搬入時間等を連絡する。

イ 消毒ポイント係

<役割>

- 消毒ポイントの設営および車両消毒の準備

- (ア) 消毒ポイントでの車両消毒の準備
- a 消毒ポイント候補地に現地対策本部要員を配置し、現地防疫対応班との調整のもと消毒ポイント候補地に必要な資機材を受入れ、消毒ポイント運営の準備を行う（P 参3 参考資料2「消毒ポイントの運営」参照）。
- b 不足する資機材について、現地防疫対応班調整係に連絡し、防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記録する。
- c 消毒ポイントの準備状況について、現地総務班総務係に報告する。
- d デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、消毒ポイントの様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。

② 現地防疫対応班

ア 調整係

<役割>

- 現地防疫対応の総括
- テント基地、焼埋却地および集合場所の調整
- 現地応援隊員の動員調整
- 消毒ポイントの調整および管理
- 資材等の調達、管理および輸送
- 住民説明会の調整および開催
- 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

- (ア) 現地防疫対応の総括
- a 現地対策本部運営に係る必要人数を現地総務班総務係へ報告する。現地防疫対応班各係の係員が不足する場合は、現地総務班総務係と調整する。
- b 集合場所、テント基地および焼埋却地における現地対策本部要員の人員配置を県防疫総括班および県防疫対応班総務係に報告する。
- c テント基地係、焼埋却係、集合場所係の防疫対応の準備状況を把握し現地総務班総務係へ報告する。
- (イ) テント基地、焼埋却地および集合場所の調整
- a 焼埋却地、汚染物品処理方法等について、県対策本部および現地総務班総務係と協議する。
- b 焼埋却地および集合場所の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫作業実施を調整する。
- (ウ) 現地応援隊員の動員調整
- 農業技術振興センターと調整し現地応援隊員のシフトを決定する。

(エ) 消毒ポイントの調整および管理

- a 県対策本部と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。
- b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫作業実施の許可を得る。
- c 許可が得られなかった場合、県対策本部と新たな候補地を協議し、必要な設置箇所数を確保する。
- d 許可が得られた消毒ポイントを現地総務班総務係に報告する。

(オ) 防疫作業従事者リストの受理

県防疫総括班から、防疫作業従事者リストを受理する。県防疫対応班総務係から、作業班別人数を受理する。防疫作業従事者リストを現地防疫対応班集合場所係に送付する。

(カ) 資材等の調達、管理および輸送

- a 現地備蓄品について各係に搬入を指示する。
- b 協力要請団体支部等と調整のうえ、現地緊急調達品を発注し、搬入時間、場所等の調整を行う（P参48参考資料16「家畜防疫に関する協力要請団体」参照）。
- c 管外（地域対策本部が運営する消毒ポイント）を含む全ての消毒ポイントに必要な資機材のうち、協力団体支部から調達する現地調達品を発注する。
- d 速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。
- e 集合場所およびテント基地の家畜防疫連絡調整員等から連絡のあった不足資機材を調達する。現地で調達できない場合は県防疫対応班および県防疫総括班と調整する。
- f 発注に係る会計書類をとりまとめ、県防疫総括班庶務係へ送付する。

(キ) 通行制限または遮断箇所の監視員の派遣

発生市町へ農場周辺の通行制限または遮断箇所の監視のため職員派遣を要請する。

(ク) 住民説明会等の調整

農場、焼埋却地および消毒ポイント周辺住民に対し、高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例の発生に伴う殺処分等の防疫措置や、農場周辺の通行制限または遮断、消毒ポイント設置等に係る周知、また理解を得るため、県対策本部および現地総務班総務係、市町および自治会と調整のうえ、住民説明会の開催等を実施する。

(ケ) 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

県防疫対応班から小規模飼養者リストを受け取る。市町に小規模飼養者リストに送付するとともに、病性判定後に備えて制限区域内の小規模飼養者の把握と指導事項の周知について市町へ依頼する（P参44参考資料14「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。

イ テント基地係

<役割>

- 発生農場に隣接するテント基地の設営および管理
- 現地防疫対策の進捗把握および報告

(ア) 発生農場に隣接するテント基地の設営および管理

- a 県防疫対応班発生地係の指揮のもと、現地応援隊員と連携し、農場の消毒とゾーニング（清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け）を行い、テント基地の設営を行う。必要に応じて、消石灰散布等による区分けを行う。
- b テント基地、農場内、通行制限および遮断箇所に入入される必要資機材を受入れ、テント基地用（通行制限および遮断箇所含む）および農場内用の防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を作成する。家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地保健班と連携し、不足する資機材を確認する。
- c テント基地の資機材の在庫管理等を行い、防疫資材管理台帳（別記様式26-1）に記録する。
- d 市町の協力のもと、通行の制限または遮断に係る設営を行う（P参11参考資料4「通行の制限または遮断」参照）。

(イ) 防疫作業従事者の受入れおよび誘導

第1クルの防疫作業従事者の受入れおよび誘導を行う。

(ウ) 現地防疫対策の進捗把握および報告

テント基地における防疫対応の準備状況および必要な資機材を調整係に報告する。

ウ 焼埋却係

<役割>

- 焼埋却地に係る防疫対応

(ア) 焼埋却地に係る防疫対応（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）

a 最終処分方法を焼却と決定した場合

県防疫対応班焼却係の指揮のもと焼却施設管理者、建設業協会および市町、必要に応じ消防署等と調整を行い、焼却地の確認と下見を行う。焼却作業に必要な資機材を確認し、現地防疫対応班調整係へ報告する。焼却地に搬入される必要資機材を受入れ、焼却地の防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を作成する。焼却作業に必要な資機材を焼却施設管理者、家畜防疫連絡調整員等と確認し、不足する資機材があれば現地防疫対応班調整係に報告する。

汚染物品の投入方法等を検討するとともに、作業動線の確認等防疫作業の準備を進める。

b 最終処分方法を埋却と決定した場合

建設業協会や市町の立会いのもと、県防疫対応班焼埋却係の助言を受け、埋却候補地の現場確認および測量を行う。埋却地用のテントを設置する場合は、県防疫対応班焼埋却係の指示のもと、ゾーニングとテント基地の設営、資機材の管理を行う。

埋却地に搬入される必要資機材を受入れ、埋却地の防疫資材管理台帳（別記様式 26-1）を作成する。埋却作業に必要な資機材を建設業協会と確認し、建設業協会で調達可能なものは調達を依頼する。不足する資機材があれば現地防疫対応班調整係に報告する（建設業協会に依頼した内容も含める）。

埋却溝の掘削場所を決定し、重機等の動線を確保、整地、必要資機材の配置を行う等、埋却に必要な防疫作業の準備を進める。

また、病性鑑定後の速やかな防疫措置に備え、第 1 クールの防疫作業従事者の受け入れを行う。

エ 集合場所係

<役割>

- 集合場所全体の統括、指揮
- 集合場所の設営、管理および運営
- 防疫作業従事者の誘導等

（ア） 集合場所全体の統括、指揮

- a 統括責任者 1 名を配置する。統括責任者は集合場所全体を統括、指揮する。

（イ） 集合場所の設営、管理および運営

- a 家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地保健班と連携し、集合場所の設営を行う。
- b 集合場所に搬入される必要資機材を受入れ、防疫資材管理台帳（別記様式 26-1）を作成する。家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地保健班と連携し、不足する資機材を確認し、不足する資機材があれば現地防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式 26-2）に記入する。
- c 防疫作業従事者の手荷物（貴重品、鞆、マスク、衣類等）を預かり、管理する。
- d 県防疫対応班集合場所係が行った班分けにより、班名を記入した名簿を作成する。名簿はバス乗車までに防疫作業従事者の各班の班長に手渡し、人員の確認等に使用する。併せてテント基地の家畜防疫員に手渡すよう指示する。

（ウ） 防疫作業従事者の誘導等

- a 集合場所における健康調査等について防疫作業従事者に指示し、円滑に進行するよう補助する。
- b 人員輸送用バスの運行経路、乗降場所および消毒ポイント等について、運行者に指示するとともに、バスに添乗する。

オ 連絡調整係（家畜防疫連絡調整員）

＜役割＞

- テント基地、農場内、焼埋却地および集合場所における連絡調整等
- 現地防疫対応班調整係における連絡調整
- 資機材の管理
- 家畜防疫員の補助
- 記録（写真および作業日誌）の作成

（ア）テント基地における連絡調整等

- テント基地および農場内における防疫対応の準備状況を定期的（概ね1時間ごと）に現地防疫対応班調整係に連絡する。
- テント基地係が作成した防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を基に、テント基地で不足する資機材がないか、「必要資機材量等の目安（P140）」等参考に、家畜防疫員、テント基地係および現地保健班と連携し、確認する。
- テント基地、農場内、埋却地および通行の制限または遮断箇所です不足する資機材を現地防疫対応班調整係または県防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記入する。
なお、農場内および焼埋却地で不足する資機材は家畜防疫連絡調整員等からの報告により把握する。
- 現地防疫対応班調整係、集合場所、農場内および焼埋却地の家畜防疫連絡調整員と必要に応じて連絡調整を行う。
- 家畜防疫員を補助する。
- デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、テント基地の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。
- 作業日誌（別記様式27）を作成する。

（イ）農場内（埋却地を含む）における連絡調整等

- 農場内における防疫対応の準備状況等をテント基地家畜防疫連絡調整員に報告する。
- 農場内で不足する資機材について、家畜防疫員と連携し、確認する。
- 農場内で不足する資機材を、テント基地の家畜防疫連絡調整員に報告する。
- 家畜防疫員を補助する。
- デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、防疫作業の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。

（ウ）焼埋却地における連絡調整等（焼埋却地が農場外に確保される場合）

- 焼埋却地の準備状況を定期的に（概ね1時間ごと）、現地防疫対応班調整係へ報告する。
- 焼埋却係が作成した防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を元に、不足する資機材がないか、「必要資機材量等の目安」（P140）等を参考に、家畜防疫員と連携し、確認する。
- 不足する資機材を現地防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記入する。
- 家畜防疫員を補助する。

- e デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、焼埋却地の様子を記録する。

(エ) 集合場所における連絡調整等

- a 集合場所における準備状況を定期的（概ね1時間ごと）に、現地防疫対応班調整係へ報告する。
- b 集合場所係が作成した防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を元に、集合場所で不足する資機材がないか、「必要資機材量等の目安」（P140）等を参考に、家畜防疫員、現地保健班と連携し、確認する。
- c 集合場所で不足する資機材を現地防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記入する。
- d 家畜防疫員を補助する。
- e デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、集合場所の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。
- f 作業日誌（別記様式27）を作成する。

(オ) 現地対策本部（現地防疫対応班調整係）における連絡調整等

- a 現地防疫対応班調整係と連携し、県対策本部および家畜防疫連絡調整員等との連絡調整を行う。
- b 家畜防疫連絡調整員等から報告のあった不足資機材について、現地防疫対応班調整係と連携し、発注する。

③ 現地保健班

＜役割＞

- 健康調査等に関する必要物品の調達
- 防疫作業従事者等*の健康調査等
- 人の健康および食の安全に関する情報提供

*感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者

(ア) 健康調査等に関する必要物品の調達

県保健班と調整のうえ、健康調査等に必要な物品の調達を行う。
発注に係る会計書類をとりまとめ、県防疫総括班庶務係へ送付する。

(イ) 防疫作業従事者リストの受理

県防疫総括班から、防疫作業従事者リストを受理する。

(ウ) 防疫作業従事者*等の健康調査等

（「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」参照）

- a 県保健班との連絡調整のもと、発生農場の従業員等に対する健康調査等を行う。
- b 集合場所において、県保健班との連絡調整のもと農場での防疫作業に従事する職員に対する健康調査等を行う。
- c 集合場所において、第1クールの防疫作業従事者のうちサポート班に対し、テント基地における作業内容を説明する。

d テント基地（埋却地を含む）において防護具の着脱指導を行う。

(エ) 人の健康および食の安全に関する情報提供

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を行う。

④ 現地野鳥対応班

＜役割＞

- 野鳥等への対応

(ア) 野鳥等への対応

県野鳥対応班および市町との調整のもと、管轄地域内における、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

検査数や結果について、定期的に現地総務班総務係に報告する。

(3) 地域対策本部

地域防災危機管理監は、県対策本部長の指示により、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域対策本部を設置する。

地域対策本部長は、防疫措置を支援するため、地域対策本部に地域総務班、地域防疫対応班、地域野鳥対応班を設置する。

① 地域総務班

ア 総務係

＜役割＞

- 地域対策本部の総括
- 県対策本部等との連絡調整
- 防疫作業従事者等の動員調整
- 消毒ポイントに係る連絡調整

(ア) 地域対策本部の総括

地域防疫対応班と協議のうえ開催時間等を決定し、本部員会議の開催を調整する。

(イ) 県対策本部等との連絡調整

- a 地域対策本部各班の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班および地域防疫対応班調整係へ報告する。
- b 管轄警察署へ疑い事例の発生と農場周辺の通行の制限または遮断箇所、消毒ポイント設置場所を報告し、現地の確認と必要に応じた警戒対応を依頼する。
- c 必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- d 市町へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。
- e 消防本部（局）へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。

(ウ) 防疫作業従事者等の動員調整

a 防疫作業従事者リストの作成

県防疫総括班から必要人数の報告を受け、地域対策本部構成事務所等に対し、防疫作業従事者の選定を依頼するとともに、防疫作業従事者リスト（別記様式12）を作成し、県防疫総括班へ提出する（P33「防疫作業従事者の動員方針」参照）。

b 消毒ポイントにおける動員調整

消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県対策本部と調整する。

(エ) 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

a 消毒ポイント設営に必要な資機材の搬入時間等を現地総務班総務係と調整し、消毒ポイント係に報告する。

b 県本部調達品の受け取り方法や搬入時間等を県対策本部と調整し、消毒ポイント係に報告する。

イ 消毒ポイント係

＜役割＞

- 消毒ポイントの設営および車両消毒の準備

(ア) 消毒ポイントの設営および車両消毒の準備

a 消毒ポイント候補地に地域対策本部要員を配置し、地域防疫対応班との調整のもと消毒ポイント候補地に必要な資機材を受入れ、消毒ポイント運営の準備を行う（P3参考資料2「消毒ポイントの運営」参照）。

b 不足する資機材について、地域防疫対応班調整係に連絡し、防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記録する。

c 消毒ポイントの準備状況について、地域総務班総務係に報告する。

d デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、消毒ポイントにおける防疫作業の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。

② 地域防疫対応班

＜役割＞

- 地域防疫対応の総括
- 消毒ポイントの調整および管理
- 資材等の調達、管理および輸送
- 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

(ア) 地域防疫対応の総括

防疫対応の準備状況を把握し地域総務班へ報告する。

(イ) 消毒ポイントの調整および管理

a 県対策本部と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。

b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫

作業実施の許可を得る。

- c 許可が得られなかった場合、県対策本部と新たな候補地を協議し、必要な設置箇所数を確保する。
- d 許可が得られた消毒ポイントを地域総務班総務係および現地防疫対応班調整係に報告する。

(ウ) 資材等の調達、管理および輸送

消毒ポイントで必要な資機材のうち、協力要請団体支部へ依頼する資機材について現地防疫対応班調整係に報告する。その他必要な資機材（地域調達品）を調達する。

発注に係る会計書類をとりまとめ、県防疫総括班庶務係へ送付する。

速やかな確保が困難な資機材については、県対策本部と調整する。

(エ) 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

県防疫対応班から小規模飼養者リストを受け取る。市町に小規模飼養者リストに送付するとともに、病性判定後に備えて制限区域内の小規模飼養者の把握と指導事項の周知を依頼する。（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。

③ 地域保健班

<役割>

- 人の健康および食の安全に関する情報提供

(ア) 人の健康および食の安全に関する情報提供

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を行う。

④ 地域野鳥対応班

<役割>

- 野鳥等への対応

(ア) 野鳥等への対応

県野鳥対応班および市町との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

検査数や結果について、定期的に地域総務班総務係に報告する。

(4) 発生市町

<役割>

- 防疫対策への協力
- 汚染物品処理方法に関する連絡調整
- 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

(ア) 防疫対策への協力

- a 県および地域対策本部からの要請を受け農場周辺における通行の制限または遮断箇所の監視、家きん等の評価に職員を派遣する。
- b 現地防疫対応班調整係からの要請を受け、消毒ポイント設置に係る調整を行う。
- c 現地防疫対応班からの要請を受け、焼埋却地の確認に職員を派遣する。
- d 現地防疫対応班調整係からの要請を受け、発生農場周辺および焼埋却地周辺の自治会等と調整のうえ、住民説明会の開催等に協力する。
- e 県野鳥対応班および現地野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

(イ) 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、疑い事例の発生および制限区域内に該当すること、ならびに患畜または疑似患畜が決定した場合の指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

(5) 周辺市町

<役割>

- 防疫対策への協力
- 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

(ア) 防疫対策への協力

- a 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、消毒ポイント設置に係る調整を行う。
- b 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、焼埋却地の確認に職員を派遣する。
- c 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、発生農場周辺および焼埋却地周辺の自治会等と調整のうえ、住民説明会の開催等に協力する。
- d 県野鳥対応班、現地および地域野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

(イ) 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、疑い事例の発生および制限区域内に該当すること、ならびに患畜または疑似患畜が決定した場合の指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

第3ステージ 病性判定から防疫措置完了までの措置

県対策本部は、遺伝子検査の結果を動物衛生課に送付し、病性の判定を待つ。

県対策本部は、動物衛生課が病性判定の結果に基づき家さんを患畜または疑似患畜と決定した場合には、以下の対応を行う。

なお、動物衛生課が家さんを患畜または疑似患畜でないと決定した場合には、その旨を当該家さんの所有者および疑い事例発生を周知した者すべてに連絡し、「高病原性鳥インフルエンザ等否定」を公表する。

(1) 県対策本部

動物衛生課から患畜または疑似患畜と決定したとの連絡を受けた後、以下の対応を行う。

① 県防疫総括班

ア 総務係

- (ア) 県対策本部幹事会および県対策本部員会議にて患畜または疑似患畜と決定したことを報告し、幹事会構成員に必要な対応を指示する。
- (イ) 動物衛生課との協議に基づき、具体的な防疫方針を策定し、県総務調整班総務係と調整のうえ、広報係にプレスリリース（別記様式10-1）を依頼する。
- (ウ) 制限区域内の小規模家さん飼養者（教育機関等）に対し制限区域内に該当すること、および指導内容について周知するよう主管課と調整する（P参44参考資料14「制限区域内の小規模家さん飼養者への対応」参照）。
- (エ) 県対策本部各班、現地および各地域対策本部における防疫作業ならびに消毒ポイント等における運営状況を確認し、必要な調整を行う。
- (オ) 本病発生に伴う以下の内容について、公示や通知等を行う。
 - 家伝法第13条第4項に基づき、情報係の作成した資料をもとに本病の発生を公示し、関係機関および関係団体へ報告または通報する。
 - a 家伝法第58条第5項および同法施行規則第62条に基づき、あらかじめ選定していた評価人に「評価人依頼書」（別記様式15）を発行するとともに、県防疫対応班に対し、評価の開始を指示する。
 - b 県防疫対応班に対し、「家畜衛生情報（滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。）」（別記様式10-2）の発信を指示する。
 - c 県防疫対応班に対し、家伝法第16条第1項に基づく「と殺指示書」（別記様式14）の発行を指示する。

- d 家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年8月1日滋賀県規則第30号）第3条に基づき、移動制限ならびに搬出制限の公示（P参47参考資料15「公示」、別記様式9）を行うとともに、家きん飼養農家、関係機関および関係団体へ通知する。

- e 県内の愛玩鳩飼養者に対して、移動自粛要請を実施する。

＊鳩レース愛好者への注意喚起

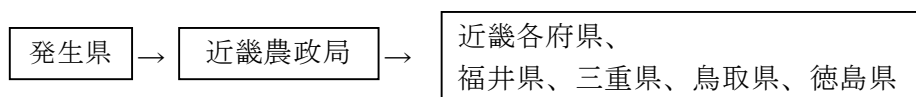
移動制限期間中、鳩レース開催、訓練等は自粛を要請する。その規制範囲は、可能であれば県内全域を対象とすることが望ましい。

（カ） 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

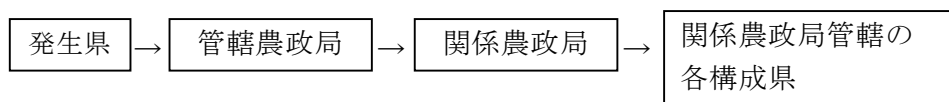
- a 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について、以下の連絡体制により近畿農政局を通じ関係府県へ報告する。ただし、制限区域がかかる府県ならびに発生農場と疫学的に関連した農場が所在する都道府県に対しては、原則として直接連絡する。

【連絡体制】

●近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会緊急連絡網



●中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議連絡網



- b 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について発生市町へ連絡する。
- c 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について関係団体本部へ連絡する。
- d 情報係の作成した資料をもとに制限区域内の移動等の対象外および家きん集合施設の開催等の制限の対象外の措置を行うため、動物衛生課と事前協議を実施する（P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

イ 情報係

（ア）発生状況、防疫措置の実施状況等の情報収集

- a 県防疫対応班からの発生状況や防疫措置の実施状況等、現地および各地域対策本部からの防疫措置の実施状況等について写真や映像を含めた情報を収集、管理する。
- b 防疫措置状況等のプレスリリース（別記様式53）を作成し、県総務調整班広報係にプレスリリースを依頼する。
- c 動物衛生課との協議に基づき、高（低）病原性インフルエンザの遺伝子検査結果（病性および亜型確定）のプレスリリース（別記様式54）を作成し、県総務調整班広報係にプレスリリースを依頼する。

(イ) 広報資料等の作成

- a 収集した情報を幹事会、本部員会議に用いる資料としてとりまとめる。
- b 家畜伝染病発生、家畜等の移動および搬出の禁止の公示（P参47参考資料15「公示」別記様式9参照）および「家きんの移動禁止指示書」（別記様式30-1）、「評価人依頼書」（別記様式15）を発出する。
- c 制限区域内の移動等の対象外および家きん集合施設の開催等の制限の対象外の措置を行うための協議資料を作成する（別記様式29、31、33）。

ウ 庶務係

(ア) 手当金等に関すること

総務係と連携、調整のもと、手当金等に関する必要書類（別記様式19～24）の確認を行う。

(イ) 所要経費の確保および支出に関すること

防疫対策に係る経費の概算を算出し、財政課との協議を進める。

物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行う。

防疫対策に係る経費をとりまとめて管理する。

エ 資材管理係

(ア) 協力要請団体との委託調整

協力要請団体本部（P参48参考資料16「家畜防疫に関する協力要請団体」参照）へ患畜または疑似患畜決定を連絡するとともに消毒ポイント等の委託契約を締結し、業務を委託する。

(イ) 協力要請団体との連絡調整

現地防疫対応班調整係から不足する旨連絡があった資機材について発注する。納品等については、現地防疫対応班調整係と調整する。

必要に応じ、国等の備蓄資材の受渡しについて現地防疫対応班、備蓄資材の貸出し機関との調整を行う。

オ 動員調整係

(ア) 動員計画の調整

第2クール以降の防疫作業従事者リストの作成を順次行う。県各部局、地域対策本部を通じ、集合場所や時間等の必要事項（別記様式13「防疫作業へ従事される職員の方へ」参照）について防疫作業従事者へ周知する。

(イ) 県外派遣者等に係る調整

県外派遣者等について出役状況を管理し、防疫作業従事者リストの作成を継続して行う。

② 県防疫対応班

班長は、必要に応じ本部員会議等に参加するとともに、以下の対応を各係に指示する。

ア 総務係

(ア) 県防疫対応班全体の総括・連絡調整

県防疫対応班を指揮するとともに、県対策本部他班との連絡調整を行う。

防疫方針および作業の進捗状況を確認し、係シフトを決定する。シフト交代時は家畜防疫員が持ち場に移動する前にミーティングを行い、作業内容を共有する。

(イ) 県対策本部との調整

国との協議が必要な事項をとりまとめ、県防疫総括班総務係に協議を依頼する。

(ウ) 情報の収集および発信

県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に「家畜衛生情報（滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。）」（別記様式10-2）を発信する。

(エ) 畜産関係者等への指導

移動制限区域内の獣医師等の畜産関係者、飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者および化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設に対して、以下の指導を行う。

a 獣医師等の畜産関係者

- ・ 携行する器具および薬品は、最小限とすること。
- ・ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 消毒または廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ・ 農場の敷地内への車両の乗り入れを自粛すること。
- ・ 移動経路を記録し、保存すること。

b 飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者

- ・ 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・ 複数の農場を連続して配送または集荷を行わないこと。
- ・ 配送経路を記録し、保存すること。

c 死亡鳥取扱業者

- ・ 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・ 原則として、農場の出入口で受け渡しを行うこと。
- ・ 配送経路を記録し、保存すること。

d 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

- ・ 車両の消毒を徹底すること。

(オ) と殺指示書の作成

「と殺指示書」（別記様式 14）の交付を原因究明係に指示するとともに、県防疫対応班発生地係、集合場所係および焼埋却係に防疫作業開始時刻を連絡し、と殺を指示する。

(カ) 家伝法第 52 条に基づく死亡羽数徴求の対応

中規模以上の家きん飼養者、現地および地域対策本部からの死亡羽数報告を取りまとめ、県防疫総括班総務係へ報告する。

(キ) 防疫資材の管理および調達

- a 家保備蓄品の在庫管理を行う。
- b 現地および地域防疫対応班調整係、家畜防疫連絡調整員からの不足品の調達要請に対し、備蓄品の搬出、調達等の手配を行う。

イ 発生地係

テント基地に農場統括責任者、農場に農場内責任者および複数の家畜防疫員を作業リーダーとして配置する。

総務係からの連絡により、以下の対応を行う。

(ア) 家きんの所有者等への患畜または疑似患畜と決定したことの説明

農場内責任者は家きんの所有者等の心情に十分に配慮したうえで、関係法令の内容、所有者等の義務、防疫方針、および家伝法第 52 条の 3 の規定により行政不服審査法に基づく審査請求をすることができないことについて説明する。

(イ) テント基地に到着した防疫作業従事者への最終説明

農場統括責任者は、防疫作業従事者に対して、防疫作業の進捗状況等を説明のうえ、具体的な作業については農場内責任者や作業リーダーに従うよう指示する（P 112 「防疫作業従事者の 1 日の動き」 参照）。

(ウ) 殺処分作業および汚染物品回収作業

農場内責任者および作業リーダーは、防疫作業従事者への殺処分および汚染物品回収作業の指導を行い、農場内責任者は、防疫作業全体の指揮を行う（P 112 「防疫作業従事者の 1 日の動き」 参照）。

(エ) 防疫作業従事者の作業時間の管理

農場統括責任者は、防疫作業従事者の交代時間、作業時間および休憩時間等を管理し、農場の入退場等が円滑に行われるよう各係に指示するとともに、定期的（概ね 1 時間ごと）にミーティングを行い、情報共有を図る。

ウ 集合場所係

総務係からの連絡により、以下の対応を行う。

(ア) 次の防疫作業従事者の受入れ

現地対策本部員および家畜防疫連絡調整員と協力して次クールの防疫作業従事者の受入準備を整え、順次、受入れを行う。

(イ) 防疫作業従事者の班分け

防疫作業従事者の班分けを行う。

(ウ) 集合場所における防疫作業説明

説明に必要な資料および殺処分作業の動画等を用意し、第2クール以降の防疫作業従事者に下記の内容を伝える。

- a 防疫作業が家畜伝染病予防法に基づく防疫措置であること
- b 農場の場所（移動に要する時間）、移動方法
- c 農場および家きん舎見取り図、移動動線、殺処分を進める家きん舎の順
- d 作業内容(動画等を活用する)開始からの進捗状況
- e 現地における指揮体制
- f 作業の進捗により割り当てられる作業内容が変更になる場合があること

(エ) 防疫作業従事者の移動開始の指示

準備の整った防疫作業従事者に対し、農場への移動を指示する。

エ 原因究明係

総務係が作成した「と殺指示書」（別記様式14）を農場へ持参し、家きんの所有者に交付する。

国から派遣された疫学調査チームに同行し、疫学調査等を実施する。

オ 焼埋却係

総務係からの連絡により、以下の対応を行う（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）。

(ア) 焼却地における防疫措置の開始

焼却地において、汚染物品の受入れ準備を整える。防疫作業従事者の到着後は作業方法を説明し、作業を指揮する。

(イ) 埋却地における防疫措置の開始

埋却地の掘削開始を指示し、汚染物品の受入れ準備を整える。防疫作業従事者の到着後は、作業方法を説明し、作業を指揮する。

カ 評価係

(ア) 評価に関する必要書類の作成事務

「発生農場における評価」（P 参 1 3 参考資料 5）に従い評価作業を行う。

農場で記録した野帳等から手当金等申請に必要な書類（別記様式 1 6 ～ 2 5）を作成し、県防疫総括班に提出する（P 参 1 3 参考資料 5 「発生農場における評価」参照）。申請等が必要な書類については、直接所有者等と面談し、最終申請内容等の説明を行い、了承後に署名等をもらうものとする。

キ 疫学調査係

動物衛生課との協議の結果、疫学関連家きんと決定した場合には、以下の対応を行う。

(ア) 疫学関連家きん飼養農場への連絡および家きんの移動禁止指示書の交付

当該農場に連絡し、疫学関連家きんの存在、立入検査の日時を伝達するとともに、家伝法第 3 2 条第 1 項に基づき、当該家きんの移動禁止を指示する。なお、立入検査時には、県防疫総括班情報係が作成した移動禁止に係る「家きんの移動禁止指示書」（別記様式 4 8）を交付する。

(イ) 疫学関連家きん飼養農場への立入検査

当該農場に立ち入り、臨床検査を実施する。当該農場には、家伝法第 5 2 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指導する。

また、患畜または疑似患畜との接触後（または疫学関連家きんと判定後）1 4 日を経過した後に、再度立入検査を実施し、臨床検査および簡易検査（低病原性鳥インフルエンザの場合は、血清抗体検査。）を実施する（P 参 3 8 参考資料 1 1 「疫学関連家きん等の調査」参照）。

(ウ) 移動禁止の解除の伝達

総務係を通じて、県防疫総括班からの指示により、疫学関連家きんの所有者等に移動禁止の解除を伝達する。

ク 移動規制係

発生農場を中心として、半径 3 k m（低病原性の場合は 1 k m）以内の区域を移動制限区域、半径 1 0 k m（低病原性の場合は 5 k m）以内の区域を搬出制限区域と設定し、以下の対応を行う。また、認定小規模食鳥処理施設で発生した場合は、施設を中心とした半径 1 k m 以内を移動制限区域として設定する。

(ア) 制限区域内の家きん飼養者（中規模以上）への対応

a 移動制限区域内の家きん飼養者

家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が決定し、所有する農場が移動制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導を実施する。また、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動制限を指示し、防疫スケジュールについて説明する。

(a) 指導内容

- ・家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- ・農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- ・家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

(b) 発生状況確認検査（低病原性の場合は制限区域内農場すべてが対象）

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する（P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

(c) 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができることを説明し、そのための立入調査を実施することを通知する（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

(d) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求

移動制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

- ・同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ・家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザ等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。
- ・5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

b 搬出制限区域内の家きん飼養者

家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が決定し、所有する農場が搬出制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導および防疫スケジュールについて説明する。

(a) 制限区域内における制限等

原則として、搬出制限区域から家きん等を搬出することが制限され、移動制限区域内では家きん等の移動が制限されていることを説明する（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

(b) 制限の対象外に関すること

制限の対象外に関すること、制限の対象外の協議のためには現場確認等が必要なことを説明する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

(c) 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数報告徴求および指導

搬出制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合（移動制限区域内と同様の異常）には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

(d) 発生状況確認検査（低病原性の場合のみ）

原則として、24 時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する（P 参 3 5 参考資料 1 0 「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

(イ) 制限の対象外に関すること

移動規制係は、県防疫総括班と動物衛生課との協議の結果、移動の対象外の措置が認められた場合には、関係者に内容を周知するとともに、「家きん等移動申請書」（別記様式 2 8）により申請があった場合には、対応を行う（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

ケ 病性鑑定係

病性鑑定係は、発生状況確認検査および清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で行う病性鑑定全般を実施する。

その他、異常家きん発見の通報に伴う検査も同様とする。

③ 県総務調整班

ア 総務係

(ア) 幹事会構成員等に患畜または疑似患畜決定について連絡する。

(イ) 県防疫総括班と協議のうえ開催時間等を決定し、県対策本部幹事会および本部員会議の開催を調整する。

イ 広報係

(ア) 患畜または疑似患畜決定および防疫対応について、県防疫総括班と調整のうえ、国と同時にプレスリリース「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜の確認について」（別記様式 1 0 - 1（防疫指針様式 6））を行い、防疫措置の実施状況等（別記様式 5 3）を逐次県ホームページに掲載する。

(イ) 県防疫総括班と調整のうえ、報道各社に対し映像資料等の提供を行う。

なお、報道関係機関に対し、次の事項について協力を求める。

- ・プライバシーの保護に十分に配慮すること。
- ・本病のまん延防止ならびに円滑な防疫作業のため、発生農場での取材を厳に慎むこと。

- ・特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むこと。

④ 県保健班

ア 精神保健係

農場従業員等からの精神的および身体的ストレスに関する相談への対応を継続する。

イ 感染対策係

現地保健班との連絡調整のもと、農場従業員等に対する健康調査を必要に応じ継続して実施する。

現地保健班や他地域の健康福祉事務所等と調整のうえ、防疫措置の完了まで、健康調査等にかかる要員のシフト作成および必要な物品の補給を行う。

県民からの感染症に関する相談への対応を継続すると同時に、必要に応じホームページ等の情報を更新する。

ウ 食の安全係

県内の認定小規模食鳥処理場およびG Pセンター等へ患畜または疑似患畜決定ならびに発生に係る制限について周知する。制限区域内の施設については、県防疫対応班と調整のうえ対応する。（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）

県民からの相談への対応を継続すると同時に、必要に応じホームページ等の情報を更新する。

⑤ 県野鳥対応班

国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集、管理するとともに県内における検査状況についてとりまとめる。

野鳥関係施設へ患畜または疑似患畜決定についての周知を行う。

県民からの野鳥に関する相談への対応を継続すると同時に、必要に応じホームページ等の情報を更新する。

死亡野鳥を搬入する場所が家保から衛生科学センターまたは自然環境保全課に変更されるため、関係者への周知等を行う。

（２） 現地対策本部

現地対策本部長は、病性判定の結果、患畜または疑似患畜と決定された旨を県対策本部から報告を受けた後、各班に防疫措置の開始を指示する。

① 現地総務班

ア 総務係

（ア）現地対策本部員に患畜または疑似患畜決定について連絡し、現地防疫対応班と協議のうえ状況に応じ本部員会議を開催する。

- (イ) 各消毒ポイントの消毒ポイント係に患畜または疑似患畜と決定された旨連絡し、防疫措置（車両消毒）の開始を指示する。
- (ウ) 現地対策本部各班の防疫作業の進捗状況の報告をとりまとめ、県防疫総括班へ報告する。
- (エ) 管轄警察署へ患畜または疑似患畜決定と防疫作業開始を連絡する。必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- (オ) 引き続き、消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県対策本部と調整する。また、現地防疫対応班調整係と連携し、現地対策本部運営に係る動員を調整する。

イ 消毒ポイント係

- (ア) 消毒ポイントの運営を開始する（P 参 3 参考資料 2 「消毒ポイントの運営」 参照）。
- (イ) 作業状況「消毒ポイント作業記録」（別記様式 4 2）を現地総務班総務係に報告する。
- (ウ) 不足する資機材について現地防疫対応班調整係へ報告する。

② 現地防疫対応班

ア 調整係

- (ア) テント基地、焼埋却地、集合場所、消毒ポイント等の調整および資材調達
 - a 各係に患畜または疑似患畜と決定された旨連絡し、防疫措置の開始を指示する。
 - b 発生市町に患畜または疑似患畜と決定された旨連絡し、防疫措置（通行の制限または遮断箇所の監視）の開始を連絡する。
 - c 焼埋却地、集合場所および消毒ポイントの施設管理者に対し、患畜または疑似患畜と決定されたこと、それに伴い防疫措置を開始したことを連絡する。
 - d テント基地、農場内、焼埋却地、集合場所の進捗状況をとりまとめ、現地防疫総務班総務係に報告する。
 - e テント基地および集合場所の家畜防疫連絡調整員、各消毒ポイントの消毒ポイント係から資機材の不足の報告があった場合は速やかに調達する。
- (イ) 住民説明会の調整および開催
 - 県対策本部へ担当職員の出席を要請し、該当市町および現地総務班総務係と調整のうえ住民説明会を開催する。
- (ウ) 小規模飼養者に関すること
 - a 市町に、制限区域内の小規模飼養者に対し、以下の内容の周知を依頼する。（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」 参照）。

- (a) 患畜または疑似患畜の決定
- (b) 制限区域内に該当すること
- (c) 指導内容
- (d) 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数の報告
- b 市町に、a(d) の死亡羽数の報告を依頼する。
- c 市町から報告のあった死亡羽数を取りまとめ、県防疫対応班総務係へ報告する。

イ テント基地係

(ア) テント基地の運営

- a テント基地における防疫作業従事者の受入れおよび誘導を行う。
- b 各テント（着衣テント、脱衣テント、資材テント、休憩テント等）を管理する。
- c 防疫資材管理台帳（別記様式 2 6 - 1）等により、テント基地（農場内含む）の資機材を管理する。不足する資機材、飲食物がある場合は、家畜防疫連絡調整員に報告する。
- d 発生農場周辺における通行制限または遮断箇所の監視状況および不足する資機材を確認する。

ウ 焼埋却係

(ア) 焼埋却地等の調整および運営（P 参 2 2 参考資料 8 「死体等の焼埋却等」 および別記様式 3 7 「防疫作業進行管理台帳（焼埋却用）」 参照）

- a 最終処分方法を焼却と決定した場合
焼却地の準備を整え、運搬されてきた焼却物を受け入れ順次焼却する。汚染物品の搬入および焼却状況を防疫作業進行管理台帳（焼埋却地用）（別記様式 3 7）に記入し、家畜防疫連絡調整員に報告する。不足する資機材があった場合、家畜防疫連絡調整員へ報告する。
- b 最終処分方法を埋却と決定した場合
埋却地の掘削、汚染物品の埋却作業を開始する。汚染物品の搬入および埋却状況を防疫作業進行管理台帳（焼埋却用）（別記様式 3 7）に記録し、家畜防疫連絡調整員に報告する。不足する資機材があった場合、家畜防疫連絡調整員へ報告する。

エ 集合場所係

(ア) 集合場所運営

- a 集合場所における防疫作業従事者の受入れを行う。
- b 防疫資材管理台帳（別記様式 2 6 - 1）等により、集合場所の資機材を管理する。不足する資機材等がある場合は現地防疫対応班調整係に報告する。
- c 防疫作業従事者の手荷物（貴重品、鞆、マスク、衣類等）を預かり、管理する。
- d 県防疫対応班集合場所係が行った班分けにより、班名を記入した名簿を作成する。名簿はバス添乗までに防疫作業従事者の各班の班長に手渡し、人員の確認等に使用する。併せてテント基地の家畜防疫員に手渡すように指示する。

(イ) 防疫作業従事者の誘導等

- a 集合場所における健康調査等について防疫作業従事者に指示し、円滑に進行するよう補助する。
- b 人員輸送用バスの運行経路、乗降場所および消毒ポイント等について、運行者に指示するとともに、バスに添乗する。
- c バス添乗員は防疫作業従事者の班長が従事前に行うバス乗車時の人員確認を補助するとともに、従事後はバス乗車人数を確認する。また、必要に応じて、バスの車両消毒や車内の汚れ対策を行う。

オ 連絡調整係（家畜防疫連絡調整員）

(ア) 防疫作業の進捗状況を確認、記録し、現地防疫対応班調整係へ報告する。（P 参 1 8 参考資料 6 「防疫作業の進捗管理および報告」参照）

(イ) 必要に応じて、県対策本部、現地対策本部および各配置場所の家畜防疫連絡調整員と連絡調整を行う。

(ウ) テント基地および集合場所の家畜防疫連絡調整員は、現地防疫対応班の作成する防疫資材管理台帳（別記様式 2 6 - 1）により資機材の管理状況を確認する。

不足する資機材があった場合は、現地防疫対応班調整係または県防疫対応班に報告し、防疫資材発注簿（別記様式 2 6 - 2）に記録する。

農場内（埋却地を含む）の家畜防疫連絡調整員はテント基地の家畜防疫連絡調整員に報告する。焼却地の家畜防疫連絡調整員は、現地防疫対応班調整係に報告する。

(エ) デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、作業の様子を記録する（報道機関に提供するものを含む）。

(オ) 作業日誌（別記様式 2 7）を作成する。

③ 現地保健班

(ア) 健康調査等に関する必要物品の調達

県保健班と調整のうえ、健康調査等に必要な物品の調達を行う。

(イ) 防疫作業従事者等の健康管理

「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき、集合場所およびテント基地（埋却地を含む）において、県保健班との連絡調整のもと農場で防疫作業に従事する職員、防疫作業従事後の職員等に対する健康調査等を継続して行う。サポート班に対しては、集合場所においてテント基地における作業内容を説明する。

(ウ) 人の健康および食の安全に関する情報提供

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を継続して行う。

④ 現地野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続して行う。

(3) 地域対策本部

地域対策本部長は、病性判定の結果、患畜または疑似患畜と決定された旨を県対策本部から報告を受けた後、各班に防疫措置の開始を指示する。

① 地域総務班

ア 総務係

(ア) 地域対策本部員に患畜または疑似患畜決定について連絡し、地域防疫対応班と協議のうえ状況に応じ本部員会議を開催する。

(イ) 地域対策本部の防疫作業の進捗状況を防疫総括班総務係および地域防疫対応班調整係へ報告する。

(ウ) 管轄警察署へ患畜または疑似患畜決定と防疫作業開始を連絡する。必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。

(エ) 防疫作業従事者等の動員を引き続き調整する。

イ 消毒ポイント係

地域防疫対応班調整係と調整し、消毒ポイントの運営を開始する（P 参 3 参考資料 2「消毒ポイントの運営」参照）。

消毒ポイントの資機材の不足品について地域防疫対応班調整係へ報告し、防疫資材発注簿（別記様式 2 6 - 2）に記録する。

② 地域防疫対応班

消毒ポイントの管理者、消毒作業を行う協力要請団体支部等に対し、患畜または疑似患畜決定および消毒ポイントの運営開始を連絡する。

消毒ポイントにおける資機材の不足の報告を受けた場合には、速やかに手配・調達する。速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。

③ 地域保健班

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を継続して行う。

④ 地域野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続して行う。

(4) 発生市町

(ア) 職員の配置調整

- a 農場周辺における通行制限または遮断箇所の監視（P 参 1 1 参考資料 4 「通行の制限または遮断」）。
- b 家畜等の評価（P 参 1 3 参考資料 5 「発生農場における評価」）。
- c 周辺農場の立入検査。

(イ) 小規模飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、制限区域内に該当すること、および指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 制限が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ（別記様式 3 8 - 2）、現地防疫対応班調整係へ提出する。

(ウ) 野鳥への対応

県野鳥対応班、現地野鳥対応班との調整のもと、管轄地域内における野鳥等への対応を継続して行う。

(エ) 愛玩鳥飼養者等への啓発指導

愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。

(5) 周辺市町

(ア) 職員の配置調整

周辺農場の立入検査

(イ) 小規模飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、制限区域内に該当すること、および指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 制限が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ（別記様式 3 8 - 2）、現地防疫対応班調整係へ提出する。

(ウ) 野鳥への対応

県野鳥対応班、現地または地域野鳥対応班との調整のもと、管轄地域内における野鳥等への対応を継続して行う。

(エ) 愛玩鳥飼養者等への啓発指導

愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。

第4ステージ

防疫措置完了から制限区域解除までの措置

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、以下の場合を死体および汚染物品の処理の完了とし、発生農場における消毒が終了した時点で防疫措置完了とする。

① 焼却の場合

焼却のため死体および汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内のすべての死体を密閉容器に入れ終えた時点。

② 埋却の場合

埋却地において、死体および汚染物品を含めすべての埋却作業が終了し、埋却地の消毒作業が終了した時点。

③ 発酵による消毒の場合

死体および汚染物品の病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点。なお封じ込めを行う場合は、別記様式39により、動物衛生課と協議を行うこと。

(1) 県対策本部

県対策本部は、防疫措置完了を関係機関に連絡するとともに、プレスリリース（別記様式53）を行い、制限区域が解除されるまでの対応を継続する。

また、制限区域が解除された時には、関係機関に連絡するとともに、制限区域解除について、プレスリリースする。

① 県防疫総括班

ア 総務係

(ア) 動物衛生課との協議のもと、防疫措置完了から制限区域解除に係る対応について各係に指示する。

(イ) 県対策本部各班、現地および各地域対策本部における防疫措置進捗状況を確認し、制限区域解除まで必要な調整を行う。

(ウ) 消毒ポイントの運営状況を確認し、運営時間変更や改廃の決定を行う。

(エ) 関係団体本部および関係府県へ、制限区域が解除されるまでの間、防疫措置の実施状

況等を周知する。

イ 情報係

- (ア) 収集した情報を幹事会、本部員会議、また県のホームページ等に用いる資料としてとりまとめる。
- (イ) 家畜等の移動および搬出の禁止解除の公示を行う（P参47参考資料15「公示」、別記様式9参照）。

ウ 庶務係

- (ア) 手当金等の交付事務、物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行うとともに、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。
- (イ) 経営再開に係る資料提供および相談対応を行う。

エ 資材管理係

- (ア) 協力要請団体に対し、制限区域が解除されるまでの間、防疫措置の実施状況等を周知し、必要な依頼を行う。
- (イ) 消毒ポイントの業務委託を現地および各地域対策本部との連絡調整のもと順次行う。
- (ウ) 国等の備蓄資材を借用した場合、返却について現地防疫対応班、備蓄資材の貸出し機関との調整を行う。

オ 動員調整係

- (ア) 周辺農場の調査等において家畜防疫員等が不足する場合には、受入れに関する対応を引き続き行う。
- (イ) 県外派遣者の派遣元に対し、メンタルケアを含めた防疫作業従事者への対応について依頼周知する。

② 県防疫対応班

班長は、移動制限が解除されるまでの間、各係の作業量に応じて、人数を再編成して、以下の対応を行う。

なお、集合場所係および原因究明係は解体し、他の係に人員を割り振る。

また、制限区域が解除された時には、当該農場における経営再開を支援し、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議のうえ、家きんの再導入のため検査等を実施する（P参40参考資料12「家きんの再導入」参照）。

ア 総務係

(ア) 県防疫対応班全体の総括・連絡調整

班長不在時の県防疫対応班を指揮するとともに、県本部各班との連絡調整を行う。

(イ) 情報の収集および発信

県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「防疫措置完了」の家畜衛生情報を発信する。

また、制限区域が解除されるまでの間、防疫作業の進捗状況に応じて、同様に情報発信する。

制限区域が解除された場合には、「搬出制限区域解除または移動制限区域解除」の家畜衛生情報を発信する（別記様式 5 5 または 5 6）。

(ウ) 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数報告徴求の対応

中規模以上の家きん飼養者、現地および地域対策本部からの死亡羽数報告を取りまとめ、県防疫総括班総務係に報告する。

イ 発生地係

現地対策本部要員と協力して防疫措置完了後の農場消毒作業を行う（P 参 9 参考資料 3 「発生農場の消毒」参照）。

ウ 焼埋却係

(ア) 焼却処分の場合

焼却地においての焼却作業を継続して行い、現場を指揮する。

(イ) 発酵による消毒の場合

防疫指針に準じて、発酵による消毒作業を継続し、内部の温度を毎日チェックするとともに、必要に応じて攪拌する。

エ 評価係

評価に関する書類作成を、最終申請まで継続する。

オ 疫学調査係

疫学関連家きん飼養農場での検査を継続して行う（P 参 3 8 参考資料 1 1 「疫学関連家きん等の調査」参照）。

カ 移動規制係

(ア) 清浄性確認検査

移動制限区域内（低病原性の場合は制限区域内のすべての農場が対象）の中規模家きん飼養者に対して、防疫措置完了後 1 0 日が経過した後、市町と調整のうえ発生状

況確認調査と同様の検査を行う（P 参 3 5 参考資料 1 0 「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

（イ） 制限の対象外に関する対応

a 制限の対象外となった施設の監視

動物衛生課と協議のうえ、制限の対象外となった事業所（施設）における遵守事項の遵守状況の確認等を実施する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

b 「家きん等移動申請書」への対応

動物衛生課との協議結果により、認められた移動に関する「家きん等移動申請書」（別記様式 2 8）が提出された場合には、対応を行う（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

キ 病性鑑定係

清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で行う病性鑑定全般を実施する。
その他、異常家きん発見の通報に伴う検査も同様とする。

③ 県総務調整班

ア 総務係

幹事会構成員に防疫作業完了を報告し、必要に応じ幹事会・本部員会議の開催について調整する。

イ 広報係

県防疫総括班と調整のうえ、防疫措置完了、搬出制限解除、移動制限解除について、県ホームページやプレスリリース等にて公表する。

④ 県保健班

ア 精神保健係

当該農場の作業員等からの、精神的および身体的ストレスに関する相談や問い合わせの対応を継続する。

イ 感染対策係

（ア） 「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき、現地保健班と調整のうえ、防疫作業後の健康観察を引き続き実施する。

（イ） 県民からの感染症に関する相談・問合せ対応を継続して行う。

ウ 食の安全係

（ア） 県内の認定小規模食鳥処理場およびG Pセンター等へ防疫作業終了等を連絡し、制限の対象と対象外になるための要件について周知し、県防疫対応班と調整のうえ相

談等の対応を行う（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

（イ） 県民からの相談や問合せに対する対応を継続して行う。

⑤ 県野鳥対応班

（ア） 国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集するとともに県内における検査状況についてとりまとめる。

（イ） 野鳥関係施設へ防疫措置完了等についての周知を行う。

（ウ） 県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

（エ） 制限区域解除までの間、衛生科学センターまたは自然環境保全課において死亡野鳥検査を実施する。

（２） 現地対策本部

防疫措置を完了したのち、テント基地および集合場所を撤去し、各班は以下の対応を行う。

① 現地総務班

ア 総務係

（ア） 現地対策本部各班の防疫対応の状況を取りまとめ、防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係へ報告する。

（イ） 管轄警察署、市町および消防本部（局）に対し、制限区域が解除されるまでの間、消毒ポイントの改廃等、防疫措置の実施状況等を周知する。

（ウ） 消毒ポイントにおける動員調整を継続して行う。

イ 消毒ポイント係

（ア） 消毒ポイントにおける車両消毒を継続し（P参3参考資料2「消毒ポイントの運営」参照）、資機材の不足品について現地防疫対応班調整係へ報告する。

（イ） 消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

② 現地防疫対応班

ア 調整係

（ア） テント基地、焼埋却地、集合場所、消毒ポイント等の調整および資材調達

- a テント基地、焼埋却地、集合場所から進捗状況の報告をとりまとめ、現地総務班総務係へ報告する。
- b 消毒ポイントの管理者、消毒作業を行う協力要請団体に対し、消毒ポイントの改廃、運営時間変更、消毒ポイントの業務委託等について周知する。
- c テント基地、焼埋却地、集合場所や消毒ポイントにおける現地対策本部要員から資機材の不足の報告を受けた場合には、速やかに手配・調達する。速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。

(イ) 小規模飼養者に関する市町との連絡調整

市町からの死亡羽数報告をとりまとめ、県防疫対応班総務係へ提出する。

イ 焼埋却係

焼埋却地等の運営（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）

県防疫対応班の指揮のもと、焼却地においての焼却作業を継続して行う。

③ 現地保健班

(ア) 「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき、県保健班との連絡調整のもと、防疫作業従事者等に対する健康管理の事後調査を引き続き実施する。

(イ) 県民からの問合せ対応を引き続き行う。

④ 現地野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続する。

(3) 地域対策本部

① 地域総務班

ア 総務係

- (ア) 地域対策本部の防疫対応の状況を県防疫総括班総務係および地域防疫対応班調整係へ報告する。
- (イ) 管轄警察署、市町および消防本部（局）に対し、制限区域が解除されるまでの間、消毒ポイントの改廃等、防疫措置の実施状況等を周知する。
- (ウ) 消毒ポイントにおける動員調整を継続して行う。

イ 消毒ポイント係

- (ア) 消毒ポイントにおける車両消毒を継続し（P 参 3 参考資料 2 「消毒ポイントの運営」参照）、資機材の不足品について地域防疫対応班へ報告するとともに、必要に応じ消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

② 地域防疫対応班

- (ア) 消毒ポイント等の調整および資材調達

- a 消毒ポイントの管理者、消毒作業を行う協力要請団体に対し、消毒ポイントの改廃、運営時間変更、消毒ポイントの業務委託等について周知する。
- b 消毒ポイント係から資機材の不足の報告を受けた場合には、速やかに手配・調達する。速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。

- (イ) 小規模飼養者に関する市町との連絡調整

市町からの死亡羽数報告を別記様式 3 8 - 2 によりとりまとめ、県防疫対応班総務係へ提出する。

③ 地域保健班

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を継続して行う。

④ 地域野鳥対応班

県野鳥対応班、市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続して行う。

(4) 発生市町

- (ア) 制限区域が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告を別記様式 38-2 によりとりまとめ、現地防疫対応班調整係へ提出する。
- (イ) 周辺農場の立入検査へ職員を派遣する等の協力を行う。
- (ウ) 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。
- (エ) 県野鳥対応班、現地野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

(5) 周辺市町

- (ア) 制限区域が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告を別記様式 38-2 によりとりまとめ、地域防疫対応班調整係へ提出する。
- (イ) 周辺農場の立入検査へ職員を派遣する等の協力を行う。
- (ウ) 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。
- (エ) 県野鳥対応班、現地または地域野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

2 県内野鳥等で発生した場合の対応

環境省が指定する確定検査機関において、県内の野鳥など家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）から高病原性鳥インフルエンザウイルスまたは低病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された場合、防疫指針第4の7に基づき下記の対応を行う。

（1） 県庁

畜産課は、警戒体制4号の連絡網（P44参照）に基づき幹事会構成員等に連絡するとともに、必要に応じ幹事会および対策会議を開催する。ウイルスの分離状況について情報共有と対応の協議を行い、家保に衛生情報の発信を指示する。

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

ア 家きんへの感染防止の観点から必要が認められる場合には、当該鳥類（その死体、糞便等を含む。）を確保した場所または当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）を管轄する地域対策会議に対し、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断を行う旨を連絡し、協力を要請する。

イ 各地域対策会議に周知するとともに、確認地点から半径3 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対して、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容について市町を通じて周知するよう要請する。確認地点から半径3 kmに含まれる教育機関、動物園等の小規模家きん飼養施設については、管轄する課に周知を要請する。

ウ 半径3 kmに近隣府県が含まれる場合には、当該県の畜産主務課に情報提供する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

ア 各地域対策会議に周知するとともに、確認地点から半径1 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対して、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容について市町を通じて周知するよう要請する。緊急の必要がある場合には、確認地点の消毒ならびに通行制限および遮断を行う旨を連絡し、協力を要請する。

イ 確認地点から半径1 kmに含まれる教育機関、動物園等の小規模家きん飼養施設については、管轄する課に周知を要請する。

ウ 半径1 kmに近隣府県が含まれる場合には、当該県の畜産主務課に情報提供する。

（2） 家畜保健衛生所

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

ア 確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断を行う（山中、住宅密集地域等で確認された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要が認められない場合を

除く)。

イ 確認地点を中心とした半径3 km以内の区域にある家きん飼養農場(中規模以上)に速やかに立ち入りし、死亡率の増加、産卵率の低下等の異常の有無および飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行う。

ウ 県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、発生状況、注意喚起、家きんに対する健康観察の徹底等について家畜衛生情報を発信する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に発生状況、注意喚起、家きんに対する健康観察の徹底等について家畜衛生情報を発信する。緊急の必要がある場合には、消毒ならびに通行制限および遮断の措置を講じる。

(3) 地域

必要に応じ対策会議を開催し、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の分離状況について情報共有と対応の協議を行い、下記の対応を行う。

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

県庁からの要請に基づき、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断に協力する。確認地点から半径3 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対する注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の周知について市町に協力を要請する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

確認地点から半径1 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対する注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の周知について市町に協力を要請する。緊急の必要がある場合、県庁からの要請に基づき、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断に協力する。

(4) 市町

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

確認地点から半径3 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対し情報提供し、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容を周知する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

確認地点から半径1 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対し情報提供し、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容を周知する。

3 隣接府県で発生した場合の対応

畜産課は、隣接府県において、家きんで高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生し、制限区域が県内にかかる旨の連絡を受理した場合には、危機対応体制5号の連絡網（P45参照）に基づき幹事会構成員等に連絡し、県庁に県対策本部を設置する（以下、県対策本部設置後の体制）。

（1） 県対策本部

県対策本部長は県対策本部に県防疫総括班、県防疫対応班、県総務調整班、県保健班、県野鳥対応班を設置する。なお、県防疫対応班は家保内に設置する。

① 県防疫総括班

ア 総務係

- （ア） 発生府県、県防疫対応班ならびに該当する地域対策本部と調整し、県内の消毒ポイント設置場所を決定する。設置後は地域対策本部からの消毒ポイント利用状況に関する報告を受け、運営時間や改廃の決定を行う。
- （イ） 制限区域に含まれる家きん飼養者等に関する情報や消毒ポイント運営状況について動物衛生課と関係府県へ報告する。
- （ウ） 県対策本部各班および各地域対策本部における防疫措置の実施状況を確認し、必要な調整を行う。
- （エ） 制限区域内の市町や関係団体に対し情報を周知し、必要に応じ防疫措置への協力を依頼する。

イ 情報係

- （ア） 県防疫対応班および各地域対策本部からの防疫措置の実施状況等について写真や映像を含めた情報を収集および管理し、本部員会議、幹事会、県ホームページ等に用いる資料としてとりまとめる。
- （イ） 必要に応じ家畜等の移動および搬出の禁止の公示（P参47参考資料15「公示」および別記様式9公示」参照）および「家きんの移動禁止指示書」（別記様式48）を作成する。

ウ 庶務係

- （ア） 防疫措置に係る経費等の確保について財政課と調整する。
- （イ） 物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行い、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。

エ 資材管理係

- （ア） 協力要請団体本部（P参48参考資料16「家畜防疫に関する協力要請団体」）へ隣接府県での発生により消毒ポイントの設置が必要なことを連絡し協力要請を行うとともに、各地域対策本部へ協力要請団体支部等との連絡調整を指示する。

(イ) 消毒ポイントの業務委託を各地域対策本部と調整のうえ、随時実施する。

オ 動員調整係

地域対策本部から消毒ポイントの防疫作業従事者に不足が見込まれるとの報告を受けた場合には、必要な防疫作業従事者数を県各部署、地域対策本部に割り振り、防疫作業従事者を確保する（P 33「防疫作業従事者の動員方針」参照）。

② 県防疫対応班

家保内に設置し、総務係、疫学調査係、移動規制係、病性鑑定係を配置して対応を行う。

ア 総務係

(ア) 防疫対応班全体の総括

各係に対応を指示し、総括する。

(イ) 家畜防疫員の配備計画の作成

制限区域解除までの家畜防疫員の配備計画を作成し、県防疫総括班、地域総務班総務係および地域防疫対応班調整係に連絡する。

(ウ) 県対策本部との調整

各係からの報告等を県対策本部に報告するとともに、必要に応じて班長または係員が県対策本部会議に出席する。

(エ) 情報収集および情報発信

a 県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「隣接府県で高病原性鳥インフルエンザ疑い事例発生」の家畜衛生情報を発信する。なお、疑似患畜と決定された時には、「隣接府県で高病原性鳥インフルエンザ発生」の家畜衛生情報を同様に発信する。

b 疑い事例発生時の対応

移動制限区域内にある家きん飼養者（中規模以上）に対し、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動・出荷自粛を電話で要請する。

c 疑似患畜決定時の対応

移動制限区域内の獣医師等の畜産関係者、飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者および化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設に対して、以下の指導を行う。

(a) 獣医師等の畜産関係者

- ・ 携行する器具および薬品は、最小限とすること。
- ・ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 消毒または廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ・ 車両の農場の敷地内への乗り入れを自粛すること。
- ・ 移動経路を記録し、保存すること。

(b) 飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者

- ・農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・複数の農場を連続して配送または集荷を行わないこと。
- ・配送経路を記録し、保存すること。

(c) 死亡鳥取扱業者

- ・農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・原則として、農場の出入口で受け渡しを行うこと。
- ・配送経路を記録し、保存すること。

(d) 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

- ・車両の消毒を徹底すること。

(オ) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求の対応

疑似患畜と決定された場合には、中規模以上の家きん飼養者からの死亡羽数報告を取りまとめ、県対策本部へ報告する。

イ 疫学調査係

(ア) 疫学関連家きんの調査

県本部を通じて、隣接県の発生農場に関する疫学関連家きんが県内の農場に存在する報告を受理した場合は、当該農場に連絡するとともに、立入検査を実施する（P参38参考資料11「疫学関連家きん等の調査」参照）。

なお、立入検査には、県防疫総括班情報係が交付した「家きんの移動禁止指示書」（別記様式48）を持参し、当該家きんの移動を家伝法第32条に基づき禁止する。

ウ 移動規制係

(ア) 制限区域内の家きん飼養者（中規模以上）への対応

a 移動制限区域内の家きん飼養者

疑似患畜と決定された場合には、家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、所有する農場が移動制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導を実施する。また、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動制限を指示し、防疫スケジュールについて説明する。

(a) 指導内容

- ・家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- ・農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- ・家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス等に効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

(b) 発生状況調査（低病原性の場合は制限区域内農場すべてが対象）

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する（P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」参

照)。

(c) 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができることを説明し、そのための立入調査を実施することを通知する(P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照)。

(d) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求

移動制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

- ・ 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ・ 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。
- ・ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合(家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。)またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

b 搬出制限区域内の家きん飼養者

疑似患畜と決定された場合には、家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、所有する農場が搬出制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導および防疫スケジュールについて説明する。

(a) 制限区域内における制限等

原則として、搬出制限区域から家きん等を搬出することが制限され、移動制限区域内では家きん等の移動が制限されていることを説明する(P参32参考資料9「制限の対象と例外」参照)。

(b) 制限の対象外に関すること

制限の対象外に関すること、制限の対象外の協議のためには現場確認等が必要なことを説明する(P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照)。

(c) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求および指導

搬出制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合(移動制限区域内と同様の異常)には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

(d) 発生状況調査(低病原性の場合のみ)

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する(P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」

参照）。

(イ) 制限の対象外に関すること

移動規制係は、県防疫総括班と動物衛生課との協議により、移動の対象外の措置が認められた場合には、関係者に内容を周知するとともに、「家きん等移動申請書」（別記様式２８）の申請があった場合には、対応を行う（Ｐ参３０参考資料９「制限の対象と例外」参照）。

エ 病性鑑定係

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等検査の対応

発生状況調査および清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で実施する病性鑑定全般を実施する。

(イ) その他病性鑑定等に関する対応

その他病性鑑定等に関する対応が行えるように体制を整える。

③ 県総務調整班

ア 総務係

幹事会構成員に、隣接府県における本病の疑い事例が発生し、制限区域が県内にかかることについて連絡する。

患畜または疑似患畜が決定された場合には、制限区域が解除されるまでの間、防疫措置の進捗状況に応じ県対策本部幹事会および本部員会議を開催する。

イ 広報係

患畜または疑似患畜と決定された場合には、隣接府県での発生および消毒ポイントの運営等の対応についてプレスリリースを行い、情報を逐次県ホームページ等に掲載する。

④ 県保健班

ア 精神保健係

畜産農家等のこころのケアに関する相談窓口を設置し、相談や問い合わせに対応する。

イ 感染対策係

県民からの感染症に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

ウ 食の安全係

県内の認定小規模食鳥処理場およびＧＰセンター等に対し、隣接府県において本病の疑い事例が発生したことを通知し、患畜または疑似患畜が決定された場合における制限の内容および対象外になるための要件について周知する。患畜または疑似患畜決定後は県防疫対応班と調整のうえ、相談等の対応を行う（Ｐ参３０

参考資料 9 「制限の対象と例外」 参照）。

県民からの相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

⑤ 県野鳥対応班

国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集、管理するとともに県内における検査状況についてとりまとめる。

野鳥関係施設へ隣接府県における本病の疑い事例発生についての周知を行う。

県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

（２） 地域対策本部

県対策本部長は、まん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域防災危機管理監に対し地域対策本部の設置を指示する。

地域対策本部長は、地域における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域対策本部に地域総務班、地域防疫対応班、地域保健班、地域野鳥対応班を設置する。

① 地域総務班

ア 総務係

（ア） 本部員会議の開催調整

制限区域が県内にかかることについて地域対策本部員に連絡し、移動制限が解除されるまでの間、防疫措置の進捗状況に応じ本部員会議の開催を必要に応じ調整する。

（イ） 県対策本部等との連絡調整

- a 地域対策本部の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班総務係および地域防疫対応班調整係へ報告する。
- b 管轄警察署、市町に対し消毒ポイントの設置場所、改廃を連絡し、警戒や協力について要請を行う。
- c 必要に応じ道路使用許可、道路占用の許可等申請の手続を行う。

（ウ） 防疫作業従事者、消毒ポイント等における動員調整

消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は県対策本部と調整する。

イ 消毒ポイント係

- （ア） 地域防疫対応班調整係と調整し、消毒ポイント候補地に必要な資機材を受入れ、消毒ポイントを運営する。（P 参 3 参考資料 2 「消毒ポイントの運営」参照）。

(イ) 消毒ポイントの資機材の不足品について地域防疫対応班へ報告する。

(ウ) 消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

② 地域防疫対応班

ア 調整係

(ア) 消毒ポイント等の調整および資材調達

- a 県対策本部と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。
- b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、消毒ポイントの設置について調整する。
- c 消毒ポイントの設置場所を地域総務班総務係に報告する。
- d 協力要請団体支部等へ隣接府県での発生報告と消毒ポイント設置に係る資機材等の協力について要請を行い、必要な資機材を発注する。速やかな確保が困難な資機材については、現地対策本部と調整する。

(イ) 小規模飼養者に関すること

- a 制限区域内の小規模飼養者に対する指導内容の周知について市町と調整する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 患畜または疑似患畜決定後は市町からの毎日の小規模飼養者の死亡羽数報告を別記様式 3 8 - 2 によりとりまとめ、県防疫総括班へ提出する。

③ 地域保健班

住民からの人の健康および食の安全に係る相談への対応を行う。

④ 地域野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を行う。

(3) 市町

(ア) 制限区域内の小規模飼養者に対し、隣接府県において本病の疑い事例が発生し、制限区域内に該当すること、指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。患畜または疑似患畜決定後は小規模飼養者に対しその旨を連絡し、制限区域が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ、地域対策本部へ提出する。

(イ) 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

(ウ) 県野鳥対応班、地域野鳥対応班との調整のもと、野鳥等への対応を行う。